

## 第10回 野田市新清掃工場建設候補地選定審議会 次第

日 時：平成24年2月11日（土）

午後1時から

場 所：市役所8階大会議室

### 1 開 会

### 2 議 事

(1) 第9回審議会の審議結果等について（報告）

(2) 候補地選定基準について（その2）

基本的な考え方（案）及び審議会運営案

公募要領と日程

選定基準の設定

(3) その他

### 3 閉 会

## 配布資料一覧

### 第9回審議会の審議結果等について（報告）

資料10-1-1 第9回審議会の審議結果について

資料10-1-2 第9回審議会の会議録

### 候補地選定基準について（その2）

資料10-2 建設候補地選定の基本的な考え方（案）

資料10-2-1 公募要領（案）

資料10-2-2 新清掃工場建設位置の決定に関する法的制限について

資料10-2-3 〔 〕新清掃工場（100t/日）建設候補地選定に係る面積関係基準（資料）

資料10-2-4 〔 〕新清掃工場建設候補地選定に係る法令関係基準（案）

資料10-3-1 委員からの提案

資料10-3-2 委員からの提案

資料10-3-3 委員からの提案

## 第 9 回審議会の審議結果について

### 1 審議結果について

第 9 回審議会では、「建設候補地選定の基本的な考え方(案)」及び「他自治体におけるごみ処理施設建設候補地選定基準及び選定方法の事例」について事務局から説明を受け、候補地選定基準について審議した。

審議の結果、次回の審議会で、会長をはじめとする役員で修正した候補地選定の基本的な考え方や、役員で作成した候補地選定基準役員案について引き続き審議することとした。また、候補地選定に係る公募要領についても次回の審議会で審議することとした。

### 2 審議会の会議録について

第 9 回の会議録署名委員は、小暮正男委員と石原義雄委員とした。

### 3 次回の審議会について

次回第 10 回審議会は、平成 24 年 2 月 11 日(土)午後 1 時からの開催とした。

## 会 議 録

会 議 名	平成 23 年度第 9 回野田市新清掃工場建設候補地選定審議会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	(1) 第 8 回審議会の審議結果等について (報告) (2) 候補地選定基準について (その 1) (3) その他
日 時	平成 24 年 1 月 29 日 (日) 午後 1 時 00 分から午後 3 時 30 分まで
場 所	野田市保健センター 3 階大会議室
出席委員氏名	立本 英機、富所 富男、瀧 和夫、恵 小百合、 那須野 平一、佐藤 盛、江原 敬二、大柴 由紀、 小暮 正男、笹木 勝利、知久 浩、平井 和子、 古橋 秀夫、松島 高士、柳 掬一郎、横張 一郎、 石原 義雄、小倉 妙子、長南 博邦、小俣 文宣、 小室 美枝子、高梨 守、竹内 美穂、鶴岡 潔、 中村 利久、松本 睦男
欠席委員氏名	鎌野 邦樹、岡田 稔、石塚 一男、青木 重、千葉 美佐子
事務局	今村 繁 (総務部長兼新清掃工場建設支援担当)、齊藤 清春 (環境部長)、小室 照之 (環境部次長兼清掃計画課長)、相 島 一美 (清掃第一課長)、中村 清八 (関宿クリーンセンタ ー主幹兼課長補佐兼収集係長)、海老原 孝雄 (清掃計画課長 補佐)、皆川 賢一 (清掃計画課計画係長)、小沼 京治 (清 掃計画課主任主事)、中山 高裕 (清掃計画課主任技師)、代 田 明洋 (清掃計画課主任主事)、岡田 勇貴 (清掃計画課主 任主事)、松崎 哲史 (清掃計画課主任主事) オブザーバー：中外テクノス株式会社 4 名
傍 聴 者	7 名
議 事	平成 23 年度第 9 回野田市新清掃工場建設候補地選定審議会 の会議結果は次のとおりである。

## 1 開会

### 立本会長

それでは定刻になりましたので、ただ今より第9回野田市新清掃工場建設候補地選定審議会を始めたいと思います。

はじめに、本審議会は公開になっておりますので、傍聴者の方がおいででしたらお入り願いたいと思います。

(傍聴人入場)

それでは、事務局から御説明等逐次進めたいと思います。事務局よろしく願いいたします。

### 環境部次長兼清掃計画課長

会議に先立ちまして事務局に人事異動がございましたので御報告させていただきます。1月1日付けで以前お世話になっていました菅野が野田業務センターに異動になりまして、後任に海老原がまいりましたのでよろしくお願い致します。

### 清掃計画課長補佐

御紹介いただきましたとおり、1月1日付けの人事異動で清掃局計画課長補佐を拝命しました海老原と申します。前任者同様よろしく御指導いただきますようお願い申し上げます。それでは御報告させていただきます。

まず、傍聴人の方に申し上げます。お手元の傍聴券の裏に書かれています注意事項を守っていただきますようお願いいたします。

それでは、次に事務局から議事進行前の御報告をさせていただきます。本日の審議会は、委員総数31名のうち、26名の出席をいただいております。半数以上の出席ですので、条例の規定により会議の成立を御報告申し上げます。

続きまして、欠席委員の御報告でございます。本日の欠席委員でございますが、鎌野委員、石塚委員、青木委員の3名の方が所用のため欠席でございます。遅参委員の御報告を申し上げます。岡田委員、千葉委員より遅参の報告を受けております。よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の会議資料の確認をさせていただきます。本日の会議では、事前に郵送しました資料に加えまして、第8回審議会の会議録の議事録署名委員の署名の写し、先の1月15日号の市報にあわせて配布しました自治会回覧及び公共設備え付け用の第8回審議会の報告をお手元に配布させていただいております。それから、本日江原委員さんから提出のありました報告書を配布させていただきます。

不足の資料等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日も会議録作成のために録音させていただいております。また、本日の会議につきましては、野田市審議会等の会議に関する要項の規定により公開会議となっております。冒頭、会長より傍聴者の入場が許可されましたが、本日、4名の方から傍聴の申し出がありましたので報告させていただきます。

続きまして、パブリックコメントの実施状況を御説明いたします。第8回審議会で御承認いただきました一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の素案に係るパブリックコメントの手続きでございますが、1月16日の月曜日から開始させていただいております。2月14日火曜日まで実施してまいります。また、サブタイトルにつきましても同時に募集させていただいております。

パブリックコメントで出された意見につきましては、意見に対する市の考え方を市民の皆様にお示しすることになっておりますので、本審議会に事前にお諮りし、承認をもって基本計画とさせていただきますのでよろしくお願い致します。なお、1月27日現在で1名の方から御意見が寄せられております。

会議に先立ちまして、報告事項は以上でございますので、立本会長により、これより議事進行をお願いいたします。よろしくお願い致します。

## 2 議事

### (1) 第8回審議会の審議結果等について（報告）

#### 立本会長

ありがとうございました。それでは、ただ今より議事を進めたいと思います。本日の議事は、大きく2つありまして、1つは第8回審議会の審議結果等についての報告、もう1つは候補地選定基準についてでございます。

前回、第8回審議会の審議結果等につきましては、すでに資料等で皆様のお手元に届いていると思います。何かございましたら後ほど事務局にお知らせ願いたいと思います。

なお、野田市のホームページで公表されますので、そちらも見ていただければと思います。よろしいですか。

（異議なし）

### (2) 候補地選定基準について（その1）

#### 立本会長

それでは2番目の新清掃工場建設候補地選定基準について、これからいろいろ審議していくわけですが、まず基本的な考え方について事務局から

少し説明をしてください。

#### 総務部長兼新清掃工場支援担当

資料9-1-2「建設候補地選定の基本的な考え方（案）」について御説明させていただきます。

建設候補地の選定につきましては、市民が一番関心のあるところでもあり、候補地選定方法の流れ及び選定基準は市民が納得する形で行われなければならないと考えております。そのため、選定に当たっての基本的考え方につきまして、まず委員の皆様に通識を持っていただくことが重要と考えまして、立本会長、富所職務代理に御相談し、逐次、御指導をいただきながら事務局にて案を作成させていただきました。

会長、職務代理からは、どうしても具体的な土地を見てしまうと、その土地と比較して基準を考えてしまう傾向があるので、建設候補地選定基準は、具体的な土地を想定しながら、あるいは比較しながら選定基準を決めていくのではなく、まず純粋に客観的な視点で新清掃工場を建設するにはどのような基準をクリアすればいいのかを御議論いただき、選定基準を御決定いただくような形にしなければいけないと御指摘を受けております。

このため、本日の資料の1つである、中里選定基準と基準の設定方法には、中里地区の皆様にお示しした8つの候補地をあえて除かせていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、選定基準が決定しますと、この選定基準に具体的な土地をあてはめて建設候補地を絞り込んでいく手順となるわけですが、市内のすべての土地について、一つ一つ選定基準をあてはめて評価していくと時間がかかるということがあります。

ここでお詫びですが、資料9-2-1の基本的な考え方の③のところ「選定基準により評価するための候補地の抽出は、抽出基準を定めて行うこととする」、④で「抽出基準を満たす候補地の抽出は、事務局が課税資料等に基づき抽出することを基本とします」と書いてあります。これは会長、職務代理からの御指示を「基準をつくること」というふうに事務局が勘違いし、このようにしてしまいました。今後、選定基準を具体的な土地の想定とは別に客観的に決めていくわけですが、会長、職務代理から「それと併行して、ある程度事務局で抽出作業を進めること」と言われたことを、「抽出基準と定めること」と勘違いしてしまいました。申し訳ございませんが、「基本的考え方（案）」から③を削除していただくとともに、④も基本的には削除していただきたいのですが、公募とか委員推薦については、基本的考え方とは別に御議論をいただきたいと思っております。

まず①から説明させていただきます。今回の審議会はまさに白紙の状態から全市域を対象に候補地を選定していくということが大原則でありますので、そ

のままそのとおりに書かせていただいております。ただし、現清掃工場と関宿クリーンセンターのその場所での建て替え並びに隣接地での建設は行わないというのは市としての決定方針です。なお、新清掃工場について、その場所または隣地での建て替えをするかどうかは、まさに建設候補地の地元の皆様との話し合いの中で決まっていくものと考えておりますので、この基本方針からは除かせていただいております。

②ですが、設定基準については具体的な土地をイメージしない形で決めていただきたいと思います。本日は他の自治体の最近の事例等も用意しておりますので、それを御説明させていただいて、野田市としてどういう選定基準にしていったらいいのかということをお話ししたいと思います。

④につきましては、今後、事務局として課税資料等の内部資料である程度、一定規模以上の土地をとりあえず準備として拾っていきたくて考えておりますが、他の団体では公募により候補地を募集している例や、あるいは委員の皆様の中で適地を御存知の方もいるのではないかとということで、事務局抽出以外の方法でも公募、あるいは委員の推薦をいただくかどうかについて会長から話させていただきたいと思います。

⑤につきましては、選定基準が決まりましたら、事務局が公募、あるいは委員の推薦があった土地に、選定基準をあてはめまして、事務局で仮評価を行い、評価方法は皆さんで決めていただきたいと思います。一定の評価方法に基づいて土地に点数をつけていき、審議会に出していきたくて考えています。一応仮評価ですので、審議会の中で、この評価でいいかということの審議をしていただいて、違うのではないかとこのころがありましたら、審議会は再評価を命じることができるということで、再評価の確認は会長、職務代理で行っていただき、審議会に報告するという形にさせていただきたいと思います。

⑥になりますが、絞っていただいた候補地について、審議会による現地視察を実施させていただき、各候補地が選定基準にしたがって適正に評価されているかを委員の皆様が目視で直接確認していただいた上で最終的に総合評価として2つ程度の候補地を選定していただきたいと思います。

候補地の現地視察については1日で予定しておりますので、事務局としては候補地は5～6か所程度ではないかとイメージしております。

次のページに、フロー図を書かせていただきましたが、抽出作業は先ほど申しましたように、あくまで抽出基準ということではなくて、抽出作業という言葉が正しいということでございます。

その次のページから、それぞれの審議会での審議事項について案を出させていただきます。

(資料に基づき、3月までの審議会運営案を説明)

これは必ずこの日程どおりにいくかどうかということは今後の推移の成り行きということになります。事務局としてはすでに2カ月程度遅れているということもございまして、この選定基準については、あまり長く時間をかけてもというようなことでもございまして、できましたら3月末までに複数の候補地を選定していただければありがたいと考えております。事務局からは以上でございます。

#### 立本会長

どうもありがとうございました。まず選定基準を決める前に、資料9-2-3「他自治体におけるごみ処理施設建設候補地選定基準及び選定方法の事例」から、他の自治体はどのような方法で候補地を選定したのかということ、皆さんとお互いに理解をし合って、その後に野田市としてはどのような選定基準がいいのかということ、これを協議をし、その結果を今日の決定事項として、それを基に富所職務代理と一緒にたたき台に作り上げていきたいと思っております。

そこで、今日は、資料9-2-3について、事務局から説明をしていただいて、その中で、皆さんこれは必要だとか、これは野田市には必要ない、あるいはここはこのようにしたほうがいいのかということ、これを考えながら説明を聞いていただければありがたいと思っております。

それでは事務局、よろしく願いいたします。

#### 清掃計画課計画係長

(資料9-2-3を基に、他自治体における候補地選定基準及び選定方法等について説明)

#### 立本会長

ありがとうございました。5つの対象地を選んだ理由は何でしょうか。比較的野田市に条件に近いということなのではないでしょうか。

#### 総務部長兼新清掃工場建設支援担当

これにつきましては、野田市に条件に近いというか、最近の事例ということで、あまり古い事例では参考になりにくいところもあると思いましたが、数もあまり多くなってもいけませんので、最近の事例ということで資料として紹介させていただきました。

#### 立本会長

それでは、野田市としてどのような条件がいいかということ、これを議論します。資料9-2-3 A 3横の資料から、例えば①の候補地選定基準及び選定方法ですと、「3. 農地は対象から外す」という条件が出ていますが、これをもし選定条

件に入れると、野田市は果たして大丈夫かなということがあるわけです。そんなことも考慮しながら考えていただければありがたいと思います。

個人的には、新清掃工場を中心として街が再構築されると言いますか、新しい街ができるような土地が候補地になればいいという思いを持っております。もし皆さんも賛同していただけるならば、そういう考えのもとで、少し考えていただければと思います。

高梨委員

この5つの事例は何年前のものか教えていただきたい。また、その年度内に、この5つのほかにいくつぐらいの事例あるのか、それも参考に資料としていただきたいのですがいかがでしょうか。

立本会長

事務局、いかがでしょう。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

今、そこまで詳細には把握してございませんので、次回の際に御報告させていただきますと思います。

立本会長

では、次回ということによろしいでしょうか。

高梨委員

はい。ほかに事例があるとしたら参考資料をいただけますか。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

それも次回ということで、よろしいでしょうか。

高梨委員

ありがとうございました。では、この問題についても参考資料を見てからでも遅くはないと思うのですが、どんなものでしょうか。

長南委員

この④は、私がインターネットで見た限りは10年ぐらい前とかなり古く、条件も全く違い、当時の建設省の基準を参考にしていますから、あまり参考にならないのではないのではないかと考えています。

いずれにしても、すべて資料が揃うまで待つよりも、こういう基準や例えば、今日別途資料が出ていますが、千葉県の場合の民間のごみ処理施設に対する基

準などを参考に、議論を進めたらいいと思います。

#### 立本会長

私もそのようにしたいと思いますがよろしいでしょうか。

#### 高梨委員

この次に資料をいただいて、全く違うものが出てきたときには無駄になると思いますから、資料をもらってからやったほうがいいと思います。インターネットを持っている人は開いて見れば分かるとおり、かなり古いものも載っていますから、ほとんど違うものも出てくると思うのですがどうでしょうか。

#### 江原委員

あくまでも野田市に合った選定基準を決めればいいことであって、他自治体の選定基準の中身を云々というよりも、「他自治体はこんなことでやっていますが、その中で野田市に基準として合うものがあるならば抽出しましょう」と考えたほうがベターだと思います。

#### 立本会長

私も今の意見と同じような意見です。次回新たな資料が出たとしても、基準の内容は大きく変わらないと思うのです。多少違う考え方があればそれも考慮するというのは次回にしたいと思いますが、とりあえず野田市としてはこの基準の中で、番号で言えば①は3番目を入れると野田市は合わないから外そうとか、野田市では道路幅はどれぐらいにしたほうがいいのか、規模も1ヘクタール以上の土地があるかないかなど、いろいろあると思います。とにかく皆さんで考えられている土地で、例えば処理施設が1日120トンの1番の場合ですと、1.3ヘクタール以上の広さが必要だというようなことが書いてありますので、野田市の場合はどれぐらい必要で、もし皆さんがそういう土地があるということがあれば、それを候補地として事務局に挙げてもらう。そういう候補地について、詳細に野田市のこれから決めていく建設条件に合うものはどれかというふうにして逐次選んでいくという方法でいいのではないかと思っているのですが皆さんはいかがでしょう。

#### 松島委員

今の資料にある他自治体の事例の左側から1つ1つ見て行くという手法ですがけれども、長南委員が言われたような10年前のものもあるし、規模などもさまざまなバリエーションがあります。また、資料9-2-2として用意された「中里選定基準と基準の設定方法」というものもあります。これはあくまでも当時中里を選定した場合の基準でつくられたもので参考資料として出されていて、左側

の基準は10個ありまして、上から8番目、1から6ぐらいが非常に具体的な、病院とか保育所からの距離だとか都市計画、いわゆる国の法律や県の条例などいろいろな基準を参考に、具体的な数値が設定してあるので、中里選定基準を確認し、他の武蔵野市以下の事例を見ながら進めていったほうが能率的ではないかと思います。

#### 江原委員

事務局から出ているのはあくまで事例であって、事例に乗っ取って審議する必要はないのです。あくまでも野田市に合ったことを抽出すればいいわけです。事例を一つ一つ見ていたら問題点がいっぱい出てきます。ですから、この例はあくまでも例で、例えばここで使えるのは候補地の選定の適合性を判断する評価点を、野田市でも入れるかどうかだけのことなのです。松島委員から資料9-2-2が出てきたけれども、それについても同様です。あくまでもこれは参考事例なので、古かったら捨てればいいわけで、いいものだけを拾えばいいのです。そのように考えていただかないと議論が後ろに戻るばかりです。

#### 立本会長

ありがとうございました。より建設的な意見をいただいておりますけれども、何か。

#### 松本委員

江原委員がおっしゃったように、野田の場合、どういふごみ処理工場を造り、どこにつくるのか、そのための基準を野田独自に決めたらいいと思います。いろいろな資料をインターネットで見ている人もいると思いますが、古い新しい関係なく、野田市にとってどういふ基準の決め方が必要なのか、そして全市民にとって納得できるような基準をつくるべきだと思います。皆さんそれぞれいろいろな持っている力を結集して、皆さんが納得できるような野田市としての基準を決めてもらう、そのための参考資料ということで受け止めたらいいいと思っています。

#### 立本会長

私の説明不足だったかと思いますが、資料は参考として他自治体ではこういう意見が出ているものですから、その中から野田市はどこを取り上げるか、あるいはお手元の江原委員の御意見、さらに資料9-2-2の中里の選定基準も参考にしながら、野田市としてこれから候補地を選ぶには、こういう基本条件が入っていなければいけないというようなことをしっかりと決めていけば、それに基づいて候補地が決まっていくのではないかと考えていると思いますが、いかがでしょうか。

平井委員

資料9-2-2中里の選定基準が郵送されて来たときにはびっくりしました。これから選定方法の基準ということで選んで事務局はつくったのでしょうか。けれども、これは見る必要はないと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

江原委員

要するに過去にこういう例でこうやりましたよという事例として見ればいいのです。これで決めることではないのです。この中のものは合わないと思えば却下すればいいことなのです。

平井委員

では、見ないことにします。

立本会長

先ほど私もあえて言わなかったのですが、中里については白紙状態であるのに、中里選定基準と名前が入ってしまうと、頭の中にイメージとして残り、混乱するのではないかと思います。この資料9-2-2はあくまで参考意見で、この中で取り入れられるものは取り入れるし、入れられないものは削除すればいいのです。

先ほどの5つの事例集も、江原委員が本日出された御意見も、その中で取り入れるものがあれば入れる、そうでないものは捨てればよいという考えで進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

松島委員

私が「中里の選定基準」を提案したのは、この内容ではなくて項目について、他自治体などの資料を参考に、議論を進めたらどうかということなのです。これを基準にて座標軸のゼロにしてこれを考えろという意味ではなくて、項目として考えていけばいいということです。

高梨委員

先ほど事務局から選定地を公募するということがあったのですが、それは今までやったことがあるのかなのか、またこれからやるつもりがあるのかお聞きしたいのですが。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

野田市では当然ございませんけれども、他団体で公募した例があります。ただ、他団体の公募の場合は、基本公募によるということで公募を中心にやって

いた例が多いようです。

公募の場合、地主さん、あるいは地元の方など公募の申込者もかなり広くて、しかも公募する場合には地元の同意を得ているなど条件をつけて公募することもあると思うのですが、今回事務局で公募ということで考えていますのは、あくまで補足的な把握ということで、地主の中で「自分の土地を候補地に」というような希望がある方がいれば公募してほしいということで、その公募の中から選ぶということではありません。

先ほど申しましたように、事務局も課税資料等から当然準備を進めていきますので、その中の土地が出てくるかもしれませんし、公募できた土地もその中の一つであり、特に優先されるということも全くなく、委員推薦と同じように事務局がやった一つ一つの土地と同じような形で捉えています。その一つ一つに決めていただいた選定基準をあてはめて評価していくという形を考えております。

#### 立本会長

よろしいでしょうか。候補地につきましては、少し説明がございましたけれども、まず委員推薦候補地として、ここにお集まりの委員の方々から、どれぐらいの規模の土地が必要なのかというのは、先ほどの事例から少しはお分かりかと思えますけれども、こういう候補地があればということで、事務局に出してもらいたい。また、公募候補地として地主の方からも「私の家はずいぶん広大な農地を持っているので、ここを建設してもらってもいいよ」というようなことならば、そういう方の土地も候補として挙げてもらいたいし、なおかつ公募及び委員推薦で漏れたようなところがあったならば、事務局抽出候補地として事務局でそれを拾ってもらって、同じ土台に乗せる。そこで選定基準に沿って○だとか△だとか×であるということを決めていくという方向でいいのではないかと考えているのですが、いかがでしょうか。

#### 小倉委員

資料9-2-1「建設候補地選定の基本的な考え方」というのは案ですし、先ほどから出ている資料9-2-2の中里の選定方法もあります。また他自治体の事例もあるというところから、きちんと候補地選定の基本的な考え方を、この委員の皆さんでまずまとめて、それから候補地ということを考えていくほうがいいのではないかと思います。ここでしっかり基本的な考え方を精査する必要があるのではないかと思います。

#### 立本会長

はい、ありがとうございました。

#### 知久委員

資料9-2-2に「中里選定基準」と書いてありますが、別に中里を基準にしているのではないという話でしたが、記載内容を見ると処理能力の大きさなど非常に重要なことが書いてあります。それが分からなければ土地の探しようがないです。

また、資料には新清掃工場の処理能力は120トン/日だと書いてあり、現在の野田の能力は145トン/16時間、関宿が40トン/16時間で合計185トン/16時間になります。120トン/日というのは何を前提にしてなっているのかが分かりませんが、その根拠がちゃんとしていない限り、あとのことは何も進まないはずですよ。

処理能力が120トン/日という根拠を出すには、これから50年、100年先の人口の比率なども大きく影響するわけで、それらを勘案してちゃんとされているのかどうかも非常に重要なことだと思っています。ですから選定基準を考える前に規模をはっきりしてもらいたいのです。

候補地の公募は非常に重要なことだと思っています。ごみ処理場は総論賛成各論反対で大変な問題になるのです。その人に売る意思さえあれば地主さんが1人であれば買収することも簡単なのです。地主が土地を売る意思がないのに、いくらここがいい所だと言っても反対されてしまいます。そのことをよく考えると、公募というのは売りたいから出しているわけで、公募は非常にいいと思います。

もう1つは、公共機関が清掃工場を建設する場合、法律の制約がないと聞いているが本当ですか。関宿をやった場合には500m範囲の住民の同意は全部取らなければいけないという条項がありました。そういう都市計画の制約がなければ、それはそれでいいことだが、そういうことが全部網羅されての話なのです。そこをきちっと踏まえて議論を進めなければ駄目だと思います。

#### 立本会長

ありがとうございました。

#### 江原委員

中身の細かいところまで議論するのではなく、まず野田市の基本計画をつくることです。どういうところにこういう焼却場を造ります。そのためには半径どのぐらいの範囲に、例えば幼稚園や学校があつたら困りますよとか、施設の稼働期間は何年にするか、農地は入れませんかとか。候補地の基準を一番最初に決めていけば、次に規模の問題などにも入っていきます。まずは建設候補地の基準について意見を出してもらい、決めるということです。

#### 立本会長

はい、ありがとうございました。

#### 長南委員

江原委員がおっしゃっていることは誠にそのとおりだと思うのですが、知久委員からそういう疑問が出されたので、やはり一つ一つそういった疑問をつぶしていく、理解し合っていくことが大切だと思います。

私なりの解釈ですが、まず処理能力 120 トン/日で、関宿のクリーンセンターと野田の清掃工場を合わせても、もっとあるではないかというお話ですが、実際年間のごみ焼却量を計算すると、120 トン/日で収まるでしょうということになったのではないかと思います。

それから、今私たちが想定をしているのは、焼却するごみを減らすということで、今のところは 95 トン/日ではないかということです。中里選定基準のときは、そういうごみをどうやって減らすかという議論もなしに現在 120 トン/日を処理すれば大丈夫だろうということでこういう基準が出たのだろうと思いますが、もうこれは変わってきているのではないかと考えています。

それから敷地についても、これは例えば新清掃工場は焼却施設だけなのか、例えば生ごみの何らかの処理施設、リサイクル施設を組み込むかとか、そういったこともあります。

公共が造る清掃工場ですが、以前は建設の補助基準として 500m 以内の皆さんの同意が必要ですよということがありましたが、今はなくなっていると思います。これは間違いがあったら訂正してもらいたいのですが、なくなっているとは思っても、やはり周辺の皆さんの理解をいただかないことには建設できないわけです。それは皆さん中里の教訓として持っていると思いますので、法律的にこうであっても、実際には住民の皆さんの同意を得るとというのが私たちのスタンスではないのかと考えております。

#### 立本会長

ありがとうございました。

#### 富所委員

要するに今日の一番の議題は、選定条件をできるだけ詰める努力をするということだと思います。その前にいろいろな資料を御覧になって、私としては最低限次の 3 つの要件を選定基準を考えるときの御参考になればということで申し上げたいと思います。

まず 1 つは、規模による敷地の要件があるだろうということです。今も規模のお話がありました。今パブリックコメントにかかっている基本計画によりますと、一応 70 トン/日ぐらいの整理をいただいて、1 日大体 95 トン/日ぐらいは処理できる能力が必要だろうということは明らかにされたわけですので、95

トン/日から 100 トン/日ぐらいは一応目処にして、最低焼却をするだけでもそれだけの能力を確保するためにはどのくらいかというのは当然であろうかと思えます。そういう意味でまず 1 点目が規模による敷地の要件をどうするかということですが、

2 点目が、当然のことながら資料 9-2-2 の中里のことはともかくとして、裏に建築基準法のただし書きに関して、その法律の要件が示されておりますので、この法律の要件とは何かということを確認にする必要があるということですが、

3 点目が、審議会の役割として一番大事なことだと思えますのは、生活環境の保全の要件になろうかと思えます。そういう意味で、今申し上げた 3 つの要件を最低それぞれ何かしらあるわけですし、ましてや法律要件はクリアしないことには話にならないわけですので、それを順番に一つ一つ挙げていくということを進めてはいかがかと思えます。

#### 立本会長

ありがとうございました。

それでは、まず法律的なところから、資料 9-2-2 の 2 枚目に「千葉県建築基準法第 51 条ただし書許可基準」がございます。まず事務局、これを説明してください。

#### 総務部長兼新清掃工場建設支援担当

その前に、この建築基準法第 51 条ただし書の許可基準は市がつくる場合には、この適用は基本的にございませんが、民間のごみ処理焼却場をつくる際にはこの基準が適用されるということで、中里のときも少なくとも民間並みの基準は必要であろうということで設定した経緯がございます。これは公共の市がつくるものは絶対クリアしなければいけない基準とはちょっと違うということですが、基準の内容については担当から説明させていただきます。

#### 清掃計画課計画係長

(資料 9-2-2 の 2 枚目「千葉県建築基準法第 51 条ただし書許可基準」を基に、許可条件を説明)

#### 立本会長

ありがとうございました。

最初の「千葉県建築基準法第 51 条ただし書き許可基準」の「千葉県」はいらぬのではないかと。事務局いかがですか。建築基準法ですから。

#### 総務部長兼新清掃工場建設支援担当

これは建築基準法ではなくて、千葉県の建築基準法第 51 条のただし書きの許可基準ということで、県の許可基準です。建築基準法第 51 条ただし書きを千葉県で許可するときの基準は、このような形ということで、千葉県の基準ですので千葉県というのが前に入っています。

富所委員

今の御説明だと、建築基準法第 51 条のただし書きに関しての千葉県の許可基準ということであれば、それからこの辺をもう 1 回きちんと説明しないと、私も含めて法律外要件なのか。民間に対する基準だということですが、実際に市はこれに縛られないのかという、その辺もきちんとした説明がないと資料の意味がないのではないかとということで、もう 1 回最初からきちんと説明していただけますでしょうか。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

申し訳ございません。題名が誤解を招くようでした。建築基準法第 51 条ただし書きに関する千葉県許可基準と言えば一番よかったです。

富所委員

何の許可基準ですか。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

建築基準法第 51 条ただし書きは、民間のごみ処理施設に対する許可ですので、市のものは対象にはなりません。市については、基本的に法的要件はありません。

富所委員

要するに、今回の施設はこれに縛られないのであるならば資料の意味はそれほどないのですが、実際に建築基準法に基づいて設置をするときに、県は自治体についても民間に準じてこの条件を適用するのかどうか、その辺の説明があったほうがいいのではないのでしょうか。

環境部次長兼清掃計画課長

皆さんに御議論いただいております市の焼却施設は、都市計画決定が必要です。民間の施設については、都市計画決定は通常しません。それが千葉県の許可基準のただし書きでこういう要件があるところを基本的にやるのだという千葉県の基準なのです。皆さんに御議論してもらっている施設は都市計画決定が必要です。そこが大きく違うところです。

#### 総務部長兼新清掃工場建設支援担当

都市計画決定をするということで、当然都市計画決定時の基準は満たしていなければいけないということがあります。例えば、ただし書きの許可基準では、工業系用途地域または市街化調整区域内にあることというのが、都市計画の決定のときには都市計画区域に設けることを原則とするということになっておりますので、野田市の場合には市内全域が一応は対象になるということになります。

それから、4番目のところで学校、保育所、病院等が敷地境界線から概ね100m以上離れているというような規定がありますが、都市計画では付近には原則として学校、病院等がないというような表現になっております。これはどこが違うかを県にも確認したのですが、はっきりした答えは正直ありませんでした。個別に対応するというので、都市計画上では付近には原則として学校、病院等がないというような表現になっております。

それから、主に搬出入路は原則として幅員6m以上の舗装道路であることということにつきましては、主搬出入道路が整備されていること、未整備の場合、施設稼働年までに整備済状態であること、主搬出入路及び取付道路は発生集中交通を含めた交通量に対応できる幅員であることというような基準になっております。

それから、主な搬出入路は原則として通学路と重複しないこと、これについては主搬出入路及び取付道路は通学路と重複しないことということで、同じような基準になっております。

この都市計画の基準についてはクリアをしていなければいけないのですが、先ほど言いましたように県は「原則として」というような見解になっておりますので、その辺は個別に相談することになると聞いております。

#### 立本会長

あまり理解できません。これが建築に対して必要なのか必要でないのか。

#### 長南委員

これは確かにあくまで民間に対する許可基準ということですが、ただし、私たちは公共のものを建てようとしていますから、この民間に対する許可基準以上の制約をつける。これは最低ですよと、あとはこの中でどういう形で決めるのかということだと思っております。都市計画決定云々はまた別にありますけれども、いずれにしても住民の皆さんの理解を得なければいけないわけですから、こんな民間の基準で本当にいいのかという議論をきちんと詰めておかなければいけないということがまず1点。

それからもう1点、事務局にお伺いしますが、ここに示されている許可基準は変更されていますよね。これは前のものだと思います。去年、この許可基準

については改訂のパブリックコメントが県でかけられまして、そのパブリックコメントの中では、平成 23 年 4 月 4 日から新しいものをやりますよというふうになっており、意見が 1 件も上がらなかったということなので、変わっているのではないかと思うのです。以前のものとの違いは、立地基準の中の 4 番目、学校、保育所、病院云々とありまして老人ホームのあとに、その他これらに類する建築物というのがありました。変更後のそれは今私が説明したような形にこのただし書きが変わっているのか、それとも県はそういう企画、取り組みをしたけれども実際には変えていないのか、その辺をまず教えてください。

#### 清掃計画課計画係長

千葉県に確認したところ、平成 23 年 4 月 4 日に確かに変わっております。変わったところに関しまして、長南委員からあったとおり、都市計画法第 11 条の内容をより詳細にということで老人ホーム等の文言を含めさせていただいたということです。今までの都市計画法第 51 条のただし書の許可基準について県の考え方は変わっていないということで、県の担当に確認しております。

#### 立本会長

事務局、このところは平成 23 年 4 月 4 日に改訂になっていませんか。

#### 清掃計画課計画係長

当初は平成 20 年 4 月 1 日なっていますが、今、御説明したとおり一部詳細に書いたところがあり、そこが変わったということになります。

#### 立本会長

分かりました。時間がかかるので、そこは次回きちんと報告をしてください。とりあえず、これは民間施設にかかわるもので、ここは公共なのであまりこれは関係ないという話がありましたけれども、内容については非常に大事なものでございますので、例えば 4 の立地条件のところ、詳細に決める必要があるのではないかと思いますけれども、これはどういたしましょうか。

#### 江原委員

先ほども長南委員から言われたように、千葉県の建築基準法第 51 条のただし書であって、これは民間用ですので、野田市からやるときにはもっと強い条件を盛り込めばいいと思います。例えば資料 9-2-2 の 2 ページの第 4 の四で「境界線から 100m 以上離れていること」、それには学校などの施設を入れてはいけませんよということをやっていますが、これも「100m 以上」ですので、野田市は 1,000m ですよと、極端に言えば皆さんがこうやったほうが皆さんのためにいいですよということを決めていけばいいことであって、例えばこれを 50

mにしますよと言ったらこれは問題がありますので、それ以上厳しい、要するに住民に害を与えない、気持ちの萎えるような場所、距離等をしないように決めていけばいいと思います。

立本会長

ありがとうございました。

言葉が適切かは分かりませんが、上乘せ基準的な考え方をすればいいということでもよろしいでしょうか。では、先ほど100m以上ということが出ましたけれども、そういったことについて200m以上がいいのか500m以上がいいのかというようなことで、そういうことはこれから決めていくということで、このただし書きは民間施設に対するものですが、今回の施設にも考慮していくということでもよろしいですね。

(異議なし)

立本会長

法的な詳細については次回、再度報告してください。先ほどございました建築基準法にかかわることについては一応了承されたということでもよろしいですか。そうしますと、規模に関する敷地要件ということを決めないといけないのですが、何か皆さんから提案はありますか。

長南委員

その前に質問なのですが、処理方式によって同じ例えば95トンなり100トンでも1日で処理するに当たっても、処理方式によって建屋の大きさが違うとか、敷地面積が変わってくるということはあるのかどうか。その辺も考え方を理解しないといけないと思いますので、その辺から教えていただければありがたいと思います。

環境部次長兼清掃計画課長

野田市ではストーカ炉と流動床炉でやっています。そこに入ってくるのが熔融炉ですが、処理方式の違いによる差はほとんど見られません。

立本会長

よろしいですか。あまり大きな差はないということでございます。

松島委員

確認ですけれども、先ほど来から1日当たり95トンの処理量という話ですが、これはここに最終的にでき上がった一般廃棄物基本計画の素案の終わりのとこ

ろにまとめていただいたのですが、この計算式の説明によると平成 28 年度ということで、これから 5 年ぐらい先の予測が 95 トンということですね。だからうまくいけば平成 33 年にはもっと減っているわけです。それから、非常に難しいのは焼却規模の大きさと、面積はリンクするようで全然違うものだと思うのです。言われているようにクリーンセンターにどういう施設を入れるかということで規模も変わってきますから。

それはさておいて、事務局に確認ですが、ここで問題となっている資料 9-2-2 の右側の選定理由の 9 番目のところに具体的に現在の規模が書いてあります。野田市の場合は面積が約 2ha ということでよろしいのでしょうか。それで関宿が 1.6ha。先々 1 つの工場になると 15,000 m<sup>2</sup>あればいいだろうということを出されたわけですね。2 つの工場を 1 つにした場合にはこうなるだろうと。

環境部次長兼清掃計画課長

これは 120 トン/日と書いてありますように、過去のもので、過去の計画で選定したとき。ですからその後皆さんにお諮りして 95 トン/日となったので、これは過去の考え方です。

松島委員

面積のことです。

環境部次長兼清掃計画課長

面積についても同様です。

小室委員

先ほど炉に関して 3 種類の炉の可能性があるので、炉に関して環境への負荷の課題というのは、特に何か特徴的なものがあるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

環境部次長兼清掃計画課長

特段ございませんが、炉の温度、溶融が一番高くて 2,000°C 位だと思います。あとは流動とストーカが 800°C とか 900°C ということで、ただ、周りに与える影響というのは当然排ガス温度を下げて排出するとか、排ガス処理は同じなので、周りに与える影響というのは、それほど変化はないと思っております。

柳委員

議論は敷地のことに入ってよろしいですか。その大前提で、この会議でも分かるように新しい候補地を探すというのは非常に大変な作業だと思います。25

年ぐらいたったらまた新しいところを探すということになるのかです。多くのところを見ますと、敷地を広く取っておいて、その隣に建設できるようなところが多い気がするのです。できることならばそれだけの候補地をつくってしまえば先がかなり楽になるのではないかと私が最初から考えている課題なのです。それも念頭において敷地のことを検討していただければと思います。

#### 総務部長兼新清掃工場建設支援担当

基本的な考え方の案の中でも御説明しましたけれども、その場所に建て替えるかどうか、あるいは隣接地に建て替えるかということは、この審議会で建設候補地を御決定頂いて、それから地元と話し合っただけで決めるということだというふうに考えておりますので、候補地選定に当たって建て替えありきということではないということです。ただ、評価の中でその敷地が建て替えに有利であるとか、そういう評価の一基準になることはあり得ますけれども、建て替えを前提というような形では、そうすると地元との話し合いがうまくいきませんので、建て替えはあくまで地元との話し合いの中でということでもよろしく願いいたします。

#### 石原委員

今の柳委員が敷地の件で発言なさいましたけれども、私もやはりこれから 20 年、25 年先を考えた場合に、当然施設が老朽化し、新しい建物が必要になってくると思います。そのときにまたいろいろ候補地選定ということを見ると、やはり先を見据えて代替地をしっかりと、これはこれからの大きな問題ではあるうとは思いますが、そういうことができるといいのかなと常々考えているところでございます。

#### 小倉委員

今、処理方法のことは事務局からも話を聞きましたけれども、素案の中でいろいろな内容を取り決めたとお思います。例えばHDMをやるとか、ほかのいろいろな処理の内容を決めましたけれども、それによって処理面積も変わってくるかとお思います。先ほど会長がおっしゃったように、やはり地域のスポットとなるような、そういう新清掃工場にするのかということで面積も違ってくるかとお思いますので、そういうところも諮っていただければと思います。

#### 立本会長

今言われたような 25 年先もうまく土地がすぐ有効利用できるようなことも考慮に入れて考えていただきたいとお思いますけれども。

#### 江原委員

先ほど言われたように、要するに20年だとか先々まで候補地を決めるというのは現状から考えたときには難しいと思います。当然そういうのはこの自治体でもないです。それは問題が出てくるからです。それを決められれば一番いいと思いますけれども、それはまず次の段階ということで考えていただいたらいいのではないかと思います。

もう1つ、先ほど事務局から3つの処理方法についての説明が不足しているのでお話しすると、まず流動床というのは、これは特徴としまして砂で温度を上げてごみを燃やしますので、これは要するにバッチ炉とか准連、短時間に立ち上げができるのが非常に大きいメリットで流動床を使っています。

それから、ストーカ式は立ち上げ、立ち下げが温度を上げるためにかなりの時間を要します。そのために重油等をかなり使いますので、そういう欠点があります。ただし、それは1回温度を800℃位に上げるとある程度は安定しています。

流動床とストーカ式というのが今まで一番多かったのですが、今度はごく最近熔融炉が出てきました。これは灰をかなり溶かしてしまうために温度が高くなっています。そのために設備の痛みも早しいし、当然灰がかなり残渣として出てくるものが減ります。こういう大きな特徴があります。

それから、私も今日出させていただいたのですが、候補地の選定基準をある時間から諮っていただきたいと思います。もう1つは、資料9-3-1の小暮委員から出ている「新清掃工場に対する私見」これを挙げてやるのかどうか。この2点を会長から御判断お願いいたします。

石原委員

この会議の中で代替地を、結論というか必要だということではなくて、これからいろいろ交渉過程の中で、そういう土地が確保できたらいいのかなということを申し述べただけでございます。ここで決めろとか決めてくださいということではございません。

立本会長

考え方の上で、そういうことも入れてくださいということですね。

石原委員

そのとおりでございます。

竹内委員

柳委員のおっしゃった点は非常に大事な点ではないかと思っております。実は次の建て替えの候補地も含めた土地を確保して、建て替えを行ったという自治体はいくつかございます。その視察に私たちも行ってきたのですが、すでに

建て替えが2回目か3回目だったと思うのですが、ただ、建て替えの代替地をそこに持っているから、建て替えが何も地域住民に了承を得ないままやったかというところではなくて、その都度その都度住民と話をし、そういう住民の了解を得た上で建て替えをやっているという状況でした。ですから野田市でもそういう土地があるかどうかというのを念頭において考えていく必要はあるのではないかと思います。

立本会長

ありがとうございました。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

今の竹内委員の御意見に対してですが、先ほど御説明しましたように、市としては建設候補地が決まった後に地元と交渉させていただくのですが、その段階で「建て替えありきですよ」ということではなかなか実際のところはまとまりにくいだろうということで、今回の建設候補地は建て替えはとりあえず考えないで決めていただきたい。ただ、評価として選定基準の中で、敷地が広いことによって建て替えがよりやりやすいとか、そういう評価という形でやる分には審議会の中で決めていただくことは当然なのですけれども、建て替えがさも市民に前提としていますよという誤解を与えるようなことがないような形でお願いしたいと思います。

那須野委員

土地の面積を議論されていますが、将来建て替えができるということが可能ならある程度広い土地を確保していただきたいというのは、万全な工場が建設されるのですが、過去に工場のちょっとした事故で生ごみは処分ができませんということで、一時ごみ収集がストップされたことがありました。我々廃棄物減量等推進員としては相談を受けまして困ったことがございますが、こういう事故があった場合、収集していただいて、保管場所が事実必要でしょうが、一時保管場所でもあれば、町中の道路に置いたり、家庭に一時収集できませんということは防げるのではないのでしょうか。土地に余裕ができるのであれば、そういうことである程度土地も考慮した、いわゆる面積を確保していただければということです。

立本会長

ありがとうございました。

笹木委員

まず一つ事務局に確認したいのですが、資料9-2-1の「建設候補地選定

の基本的な考え方（案）」の中の1番目です。この①のところで「建て替え並びに隣地での建設は行わないこと」とあります。これは市の決定事項だというふうに先ほど説明がありましたが、この決定事項の根拠を教えてくださいということが1つ。

もう1つ、先ほど長南委員がおっしゃったように、面積に対して、例えば焼却炉だけを含むか、それとも今まで誘致してきた中で、例えばリサイクルセンターとか堆肥センターとか、乾燥施設、そういったものを入れることによって面積の条件が違ってきますので、そこをどのように考えるのか、よろしく願いしたいと思います。

立本会長

まず、事務局にお伺いいたしますけれども、例えば基本計画で95トン/日というのを出していますが、95トン/日ではどれぐらいの敷地面積が必要なのか。

環境部次長兼清掃計画課長

今の関宿は15,700㎡位で、約1万㎡（約1ha）以上ですので、最低でも1万平米は必要だと思います。

立本会長

それに最初出ました付帯施設をつけるとどれぐらいプラスアルファになるでしょうか。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

どういう付帯施設をつくるかということによっても変わってきますので、一概にプラスいくらということは現時点では申し上げられません。

環境部次長兼清掃計画課長

笹木委員の1つ目の質問ですが、三ツ堀にある清掃工場は昭和60年から稼働しています。その前の焼却場が隣地にあります。そして不燃物処理施設もあり、施設を3つ造っています。地元からは、早くやめてほしい、よそに行ってほしいという要望や陳情があります。一方、関宿クリーンセンターは、建設する際、そこにはもうごみ処理施設はつukらないというような約束の上でつくった経緯があります。したがって、両施設には建設が非常に困難だと思っているのでこういう表現をしました。

立本会長

ありがとうございました。

そうしますと、少なくとも1ha以上が必要だというように理解すればいいですか。

#### 笹木委員

先ほどの事務局の回答の中で付帯設備がどういうものがあるか分からないから決められないというお話がありましたが、例えばリサイクルセンターはこのぐらいの大きさで、乾燥設備はこのぐらいの大きさで堆肥はこうだと。これだったらこれぐらいですよという答えをいただきましたか。

もう一つ、先ほどの建て替えの場所、隣地につくらない話についても今お話がありました。それはよく分かりました。焼却炉はこれからどんどん技術開発もされていくと思いますけれども、やはり耐用年数が、高温でものを焼く施設ですから、20年、25年で建て替えということが、これからまた繰り返し続いていくということになります。そういうことを念頭に入れて場所を決める必要があるのではないかなと思います。

#### 総務部長兼新清掃工場建設支援担当

今の笹木委員に対してですが、具体的な設備というのは今この場ではということで、そういう付帯施設、例えば今委員がおっしゃったように、こういう施設があればこの程度はということは調査して、それはある程度はお示しできると思いますので、それは次回にお示ししたいと思います。

#### 小暮委員

資料9-3-1「新清掃工場に対する私見」として提出した文書を見てもらいたいのですが、他市ではどんな取り組みをしているのかということで、栃木県下で一番最初につくられた最新鋭の設備の焼却場を見学に行っていました。ここの施設は焼却炉とリサイクルセンターを合わせまして29,000㎡、約8,800坪、灰は有効利用する、電気はすべてその施設の自家発電で熱を利用し、電気を全部賄って、余ったものは売電するというシステムの工場でした。

余熱利用では野田の体育館ぐらいの規模のリフレッシュセンターがあり、すごく充実していると思いましたので、提案させていただきました。

裏面には、今度つくるに当たっての一般市民が考えるであろうという素朴な気持ちを述べさせていただきました。中里地区からの経緯を踏まえた上で、新しくつくる上でいろいろ諸条件をクリアしなければいけないのではないかと説得もできないのではないかとということで、私なりの意見を述べさせていただきました。今後の会議の参考にしていただければと思います。

#### 立本会長

ありがとうございました。

いろいろ装置によって敷地面積等の規模は違うということは皆さんよく理解されたと思いますけれども、一つは少なくとも先ほど 95 トン/日で行きますと 1 ha ぐらいの土地が必要だと言われたので、候補地として挙げてもらうならば、おおよそ 1 ha 以上の候補地をピックアップしてもらえばいいのではないかと。もう一つは、生活環境保全を考慮することになりますと、さらに 1 ha 以上の土地をまた考えなければいけないわけで、例えば余熱利用の場合は一体として考えなければいけないけれども、乾燥などは少し離れてもいいのではないかと。というようなことも考慮しながら、どのようにしたらいいかというのを考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

江原委員

今日資料として出させていただいたものを説明してもよろしいでしょうか。

立本会長

どうぞ。

江原委員

今日配らせていただきました資料で、「基準計画の前に審議会で決定していただきたいことがあります」とありますが、ごみの処理の大きな方向性として、野田市でごみ処理施設をつくるか、それともつくらないで市の外に出して委託業務とするか決めていただきたい。

それから、野田市で当然やりますよということになると思いますので、これが決まったあとで候補地の基本計画の中身をうたいたいと思うので、まずこの 1 点を決めていただけないでしょうか。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

委託かどうかということにつきましては、自区内処理が基本ですので、野田市として新清掃工場を造りたいということでこの審議会を設置させていただいておりますので、ここで委託かどうかを議論していただくのではなく、新清掃工場の適地を選定していただくという審議会の目的がそうですのでよろしくお願いいたします。

立本会長

これは最初から、立ち上げるときから、野田市は野田市内で清掃工場をつくらせて処理をするということで決定をしていると理解をしているのですが、それでよろしいですね。

(異議なし)

## 江原委員

それは決定事項ということで、それでよろしいと思います。

次に、新清掃工場建設候補地の基本計画として、1つ目に候補地選定基準として一番大切なことは住民の健康である。健康が一番大切であるので、人口密集地でない住民の少ないところを選定してほしい。

2つ目に、千葉県の建築基準法第51条ただし書許可基準では学校などの建築物からは100m以上離すということが出ているかと思うのですが、半径800mから1,000m以内に食品工場、小学校、中学校、保育園、病院等のない場所を選定してほしい。これはかなり厳しい距離だと思います。

3つ目に、活動期限を15年とする。これは耐用年数とかメンテだとかいろいろやっていくことによってもっと伸びるのですが、原価的に見ると15年ぐらいが一番ベターかなということで活動期限を15年とします。

4つ目で今まで出ていますが、必要面積を確保できること。これは当然のことです。

5つ目に、搬出入路を6m以上の舗装があるか、またはつくれること。

6つ目に、野田市の土地か市街化調整地域であること。

以上の6項目を候補地の基準として、それで決まれば環境アセス、複合公害、排ガス、騒音、振動等を第三機関と審議委員会の代表であるもので立ち会って測定する。

候補地設定にかかわる答申までのため、新清掃工場の仕様、主要項目及び協定書の内容については、今回うたっていません。答申までということで大きく分けて1番、2番が重要だと考えております。皆さん考えていただいて決めていただければと思います。

## 立本会長

ありがとうございました。

とりあえず、今考えているのは、次回までにいろんな細かい内容、江原委員の健康第一だと言われるところは、例えば生活環境の保全として考慮するし、あとは道路の問題、学校等については千葉県の建築基準法第51条ただし書許可基準は民間の施設の場合であるけれども考えてくださいという要望もございました。それらも含めて、次回までに詳細な案を示しまして、そして決めさせていただくというのはいかがでしょうか。

(異議なし)

## 小俣委員

会長のおっしゃったことは分かるのですが、先ほど富所委員から出さ

れた中の3つ以外に、もう1つ経済性についての配慮というのはどうするのか。つまり土地の値段、あるいはインフラ整備等々も含めた経済性についての考慮というのは、今回は無視していいのかどうかということを事務局にお尋ねしたいと思います。

#### 総務部長兼新清掃工場建設支援担当

経済性について、無視していいかと問われますと、それは、審議会の中で敷地の面積、ある程度区画再編とかやったときに、どこまで施設をつくるのかということで、その費用等も当然常識の中で厳しい財政状況、今後とも好転がなかなか望めない状況ですので、その点も踏まえまして、このぐらゐの施設にと。あとあと地元関連対策もこの会議でと決めていただくことになっていますので、その辺の地元に対する心遣いも考慮していただいて、非常に難しくて答えにならないのですが、経済性は考えていただきつつ、その辺を地元とちょうど折り合いがつくところでしていただきたいというのが事務局の要望です。

#### 立本会長

先ほど経済性の話もございます。いずれにしても土地の規模による敷地条件がございまして、約1ha以上のものが必要だということがある。あと、建築基準法は民間施設であるからこれには適合しないという話がありましたけれども、これは実際には我々は必要なので考えの中に入れる。生活環境の保全ということも経済性も考えながら、恵委員、瀧委員、鎌野委員ならびに富所委員の案を次回までに作りますので、それを皆さんにお示しをして、基本計画を決めたいと思いますが、それでよろしいですか。

(異議なし)

#### 立本会長

そうさせていただきます。

#### 松島委員

先ほど聞いていて、那須野さんやいろいろな方が付帯施設の話ですが、非常に重要だと思います。冒頭、会長からその場所によって一つの街づくりの構成が変わるといふ、非常にすばらしいお話をいただいたのですが、具体的に付帯施設の話聞いていて非常に重要だと思います。

事務局でいろいろ出た付帯施設を何種類かランクを設けてもよろしいですから、それを欲張った感じでイメージしてもらって、敷地面積、予算、経済性も含めて具体的に提示していただくと、あと何ha必要かなど分かりやすいと思うので、そういう項目も案に含めていただいたらと思います。

立本会長

では、その件も含めて検討させていただくということで、恵委員と瀧委員、富所委員、鎌野委員も含めて5人で案を作りまして次回お示しをしたいと思えます。

皆さんにお願いをするのは、これから用地を求めていかなければいけないものですので、どういうところがあるかということを見ていただき、さらに地主の方がうちの土地も候補地にしてもらいたいというような要望もあればそんなことも含めて、とりあえず1ha 以上のようなものがあれば、ピックアップして事務局に、たとえどんな土地でもいいですから出してもらいたい。その中からここは何があるからだめだよというのを削除していけば、必然的にある程度は決まるのではないかと思っております。そういうことで、今日はこれでよろしいですか。

(異議なし)

平井委員

30 秒で終わります。次回の審議会の際に、以前に利根川と江戸川を視察しましたので、そのことを含めて意見を述べていただきたいと思います。

竹内委員

最後の会長の言葉の確認なのですが、1ha 以上の土地があれば、それを委員の方々は事務局へというお話でしたが、それは委員推薦かと思うのですが。では、公募ということはどのように考えたらよろしいでしょうか。

立本会長

公募というのは、地主さんが、うちは1ha 以上、あるいは0.5ha、隣も一緒にやれば1ha ができるよというので、隣と話し合いをして、候補地として挙げてみようかなというようなことがあれば、とにかく候補として可能性があるものはできる限りピックアップしてみたいということです。

竹内委員

それも OK ということでよろしいですね。

立本会長

OK です。公募の手続きはあるのですか。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

日程の都合もありますので、委員の推薦については2月20日までに事務局にお知らせをいただきたいと思ひます。公募については地主さんにお知らせをするわけなのですが、市報でのお知らせについては、2月1日号はもう間に合わないので、2月15日号にお知らせをしたいと思ひます。ただ、その前にホームページで速やかに、できれば2、3日のうちにお知らせをして、締め切りはぎりぎりのところで2月末ぐらいまでやりまして、もし応募があった場合には、当日にこういう応募がありましたという、当日配布という形でやらせていただきたいと思ひます。

本日お決めいただくということで、資料9-2-1「建設候補地選定の基本的な考え方(案)」は、抽出基準のところは最初の説明の適用どおりで訂正させていただきましたけれども、それを除いてこの審議会の運営の案まで基本的には了解していただけたということによろしいのでしょうか。その辺だけ会長に確認をお願いしたいのですが。

#### 立本会長

もう一度、事務局は「建設候補地選定の基本的な考え方(案)」を整理してください。

それでは、事務局で「建設候補地選定の基本的な考え方(案)」の「抽出基準」の言葉を省いたりしまして、それを富所委員と整理をして委員の皆さんにお見せいたしますけれども、内容的にはこれでよろしいですか。

#### 長南委員

会議の運営について問題があります。例えば今の公募だとか委員推薦、別に反対ではありませんけれども、この会議でまだ決めてないのです。決めてないにもかかわらず、もう話が飛んでしまっている。会長さんの集約があったからそう思ったと思うのですが、それから、今事務局から出されました「建設候補地選定の基本的な考え方(案)」の内容についても、この審議会の中でどうしましょう、こうしましょうと決めてないのです。一つ一つ決めて次のステップにいかないと、いずれまた会が混乱します。例えばもう時間がないから終わりということでしたら、この基本的な考え方について、もう少し精査をして次回に決めるという形でやられたらいかがでしょうか。

例えば公募や委員推薦ということになりますと、特に公募については市民の皆様にお知らせする時間、市民の皆様が考える時間が必要ですから、これはもし委員の合意が取れるのであれば今日決めさせていただいて、事務局に広報なりホームページなりいろいろな手段でお知らせをするという形を取られたらいかがでしょうか。

#### 立本会長

ありがとうございました。少し焦りすぎました。

次回までに「建設候補地選定の基本的な考え方(案)」の文章等を整理し、我々の考え方をまとめて次回、委員の皆さんにお示しするという事でよろしいですか。

(異議なし)

立本会長

もう一つ、公募等のことがございますが、2月20日まであまり時間がないものですから早く公募しなければまずいというので少し焦りました。時間はないのですが、そこはもう一度審議しなければ公募できないということで、とりあえず皆さんには委員としていろいろな土地を見ておいてくださいということぐらいでよろしいですか。

(異議あり)

松島委員

それは駄目です。大事なことなので。なぜ審議を焦るのかなという感想です。公募はすごく重要だと思います。例えば事務局はどういうレベルでホームページとか市報で流すことを想定しておられるか分からないけれども、少なくとも面積は何ha以上とか、この度の新清掃工場のイメージ、付帯施設などいろいろあります。那須野委員が言われた予備的なスペースなど、そういうイメージがわく分かりやすいメッセージを伝えないと、単に「建設地を求めます」では非常に形式的なものになると思うのです。結論は次回において、応募方法について重要なのでやるべきだと思います。

立本会長

分かりました。内容等を精査いたしまして、次回にそれは決めさせていただくということにしたいと思います。よろしいですか。では、今日はすみません、これぐらいで審議は終わりにさせていただきたいと思います。

3 閉会

立本会長

今回の第9回の審議会の議事録署名委員ですが、小暮正男委員と石原義雄委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

次回は2月11日土曜日、市役所8階大会議室で行います。よろしくお願いたします。どうも今日はありがとうございました。

この会議録は、発言の主な部分を要約して記載しております。

## 建設候補地選定の基本的な考え方（案）

建設候補地の選定は、市民が納得する客観的な基準（候補地選定基準）に基づき行われなければなりません。

このため、候補地選定作業は、次の事項に留意しながら進めることとします。

建設候補地は、全市域を対象とします。ただし、現野田市清掃工場及び関宿クリーンセンターの建て替え並びに隣接地での建設は行わないこととします。

選定基準の設定は、特定の土地を想定して設定するのではなく、純粋に新清掃工場の建設候補地として最適な立地条件を、基準として設定することとします。

~~選定基準により評価するための候補地の抽出は、抽出基準を定めて行うこととします。~~

選定基準の設定は、少なくとも民間がごみ焼却場を建設する場合の要件よりも厳しくすることを基本とします。

~~抽出基準を満たす候補地の抽出は、事務局が課税資料等に基づき抽出することを基本としますが、同時にその他の方法（公募、委員推薦等）も採用するかどうかは、審議会において決定することとします。~~

候補地の抽出は、まず公募により募集し、公募の結果、選定基準を満たす適地がない場合、委員推薦又は事務局が課税資料等に基づき抽出することとします。

候補地に対する選定基準による評価は、事務局が仮評価し、審議会において決定することとします。この際、事務局の仮評価に疑義のある候補地については、事務局に対し、再評価を命じることとし、会長又は職務代理が再評価結果を確認し、審議会に報告することとします。

複数の候補地の選定にあたっては、審議会による現地視察を実施し、各候補地が適正に評価されていることを確認した上で、総合評価をし、選定することとします。

### ~~＊選定基準と抽出基準の関係~~

~~選定基準が最適地を選出するための詳細な基準であるのに対し、抽出基準は、面積等の必要最低条件を示す基準であり、選定基準により評価すべき候補地を、市内全域から幅広く確保するための基準です。~~

## 2月11日審議会の運営案

### <資料>

- ・基本的考え方(案)及び審議会運営案
- ・公募要領と日程
- ・新清掃工場建設位置の決定に関する法的制限について
- ・選定基準役員案

### <審議事項>

- ・基本的考え方(案)と審議会運営案
- ・公募要領と日程
- ・選定基準の設定

## 3月3日審議会の運営案

### <資料>

- ・選定基準
- ・処理方式について
- ・一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)パブコメ結果

### <審議事項>

- ・処理方式について(1)
- ・一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)パブコメ結果に基づく修正の承認

## 3月下旬審議会の運営案

### <資料>

- ・視察地資料

### <審議事項>

- ・他市現地視察

## 4月中旬審議会の運営案

### <資料>

- ・公募地評価一覧  
(注)公募の募集がない場合、委員推薦及び事務局抽出候補地一覧
- ・処理方式について

### <審議事項>

- ・公募地の評価  
(注)公募の募集がない場合、委員推薦及び事務局抽出候補地の評価
- ・処理方式の決定

## 4月下旬審議会の運営案

### <資料>

- ・公募地現地視察資料(5~6か所予定)  
(注)公募の募集がない場合、委員推薦及び事務局抽出候補地視察資料

### <審議>

- ・候補地現地視察

## 5月中旬審議会の運営案

<資料>

- ・候補地評価結果一覧

<審議>

- ・複数候補地の選定

## 5月下旬審議会の運営案

<資料>

- ・未定

<審議>

- ・環境アセスメントについて

## 6月上旬審議会の運営案

<資料>

- ・第1次答申案

<審議>

- ・第1次答申について

## 6月下旬審議会の運営案

<資料>

- ・未定

<審議>

- ・地元還元対策について(1)

## 公募要領（案）

野田市では、新清掃工場建設候補地を公募します

### 1 施設整備の基本的な考え方

本市は、野田市清掃工場と関宿クリーンセンターの2カ所で可燃ごみの焼却処理を行っていますが、関宿クリーンセンターは地元との和解により稼働期限が平成26年7月までとなっています。一方、清掃工場についても老朽化による建替えが早晚必要な状態であります。

家庭から出る一般廃棄物の処理は、地方自治法上市町村の責務となっていることから、自区内で処理することが原則となっています。そのため、両者を一体整備する新清掃工場を市内に建設することは、市の喫緊の課題です。

現在、市民公募委員も入った「野田市新清掃工場建設候補地選定審議会」におきまして、新清掃工場建設候補地の選定基準等を審議しています。その中で、候補地につきまして、広く市民から募るという方針が示されました。

つきましては、新清掃工場建設候補地を広く募集いたします。

### 2 公募内容

#### (1) 応募の条件

野田市内で、1ha以上の用地面積が確保できること。

土地所有者が応募する場合、地元自治会の同意が得られていること。

地元自治会が応募する場合、土地所有者の同意が得られていること。

候補地が複数の自治会にまたがる場合、両自治会の同意が必要です。

また、土地所有者が複数の場合、全員の同意が必要です。

#### (2) 応募方法

土地所有者又は地元自治会の応募とします。

応募する候補地の土地所有者が複数の場合、また、候補地が複数の自治会にまたがる場合は、共同で応募してください。

#### (3) 応募期間

平成24年2月15日から同年3月31日まで（郵送の場合は消印有効）

#### (4) 応募書類及び提出先

次の、の書類を、野田市役所清掃計画へ直接持参するか郵送により申し込みください。

応募申込書（別紙1）任意の様式でも可能

候補地位置図

(5) 公募要領及び応募申込書の入手方法

市ホームページ内の「新清掃工場建設計画」からダウンロードするか、以下の公共施設で入手できます。

- ・市役所 5 階清掃計画課（担当課）
- ・市役所 1 階行政資料コーナー
- ・いちいのホール 1 階行政資料コーナー
- ・各公民館（中央、東部、南部梅郷、北部、川間、福田、野田、関宿中央、関宿北部、関宿中部、関宿南部）
- ・各図書館（興風、南、北、せきやど）

3 候補地の選定方法

今回ご応募いただいた候補地については、野田市新清掃工場建設候補地選定審議会で審議した候補地選定基準により評価し選定します。

審議会決定された候補地選定基準を記載します。

4 問い合わせ・提出先

〒278 - 8550

千葉県野田市鶴奉7 - 1

野田市環境部清掃計画課(市役所5階)

電話04 - 7125 - 1111 (内線3202、3203、3205)

応募周知方法

2月15日(水)から、新清掃工場建設候補地選定審議会の結果報告に、応募案内を掲載し、班回覧するとともに、市ホームページに掲載します。

また、3月1日号の市報にも掲載します。

「野田市新清掃工場建設候補地」応募申込書

平成 年 月 日

(宛先) 野田市新清掃工場建設候補地選定審議会会長

申請者(自治会・法人の場合は、自治会・法人の名称と代表者名)

住所

氏名

印

電話

野田市新清掃工場建設候補地として次のとおり応募します。

記

1 候補地位置図(地番図等で地番及び区域を記載した図面)  
別紙のとおり

2 対象土地  
裏面、土地権利関係一覧表のとおり

3 同意の状況(いずれかに )

(1) 申請人は土地所有者であり、地元自治会の同意が得られています。

(2) 申請人は地元自治会であり、土地所有者の同意が得られています。

4 その他

申請人が複数の場合は、全員の名前を記入してください。また、書ききれない場合は、別の用紙(任意様式)に記入し、申請書に添付してください。

土地権利関係一覧表

番号	所在地名	地番	登記簿上		所有者名 (申請者以外 の場合記入)	土地の利用状況
			地目	地積(m <sup>2</sup> )		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
計						

## 新清掃工場建設位置の決定に関する法的制限について

**1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律**

ごみ焼却場は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の規定により、市がごみ焼却場を設置しようとする場合は、千葉県知事への届出が必要とされていますが、**建設位置の決定に関する制限はありません。**

**2 建築基準法**

建築基準法第51条は、ごみ焼却場を建設する場合には、

都市計画においてその位置が決定しているか

千葉県が、千葉県都市計画審議会の議を経て、都市計画上支障がないと認め許可するか

のどちらかの要件を満たす必要があるとしています。

このため、**市が設置するためには、の都市計画施設としての位置の決定が必要であり、民間が設置する場合は、の千葉県知事による許可が必要となります。**

**3 都市計画法**

都市計画法第19条の規定により、市が都市計画を決定しようとするときは、知事との協議が必要とされており、千葉県では、「供給処理施設の都市計画に関する手引き」（昭和56年3月）を策定し、この手引きを基準として協議にしていますが、基準自体も明確に示されてはいません。

手引きの基準に対する千葉県の考え方は、**手引きの基準を一応の参考とするが、第三者機関である審議会が決定した基準であれば、これを尊重する**ということですので、以下に示します8つの「手引きの基準」の変更は可能とのことです。

供給処理施設は都市計画区域に設けることを原則とする。なお、他の行政区域に隣接して設けようとする場合は、接する市町村との調整を十分に図ること。
供給処理施設は自然公園地域、自然保全地域、近郊緑地保全区域、緑地保全地区、歴史的風土特別保全地区、風致地区等優良な自然環境を保全する必要のある区域および良好な住宅環境を保全すべき区域には原則として設置しないこと。
地形は平坦地で地質的に安定し、地盤沈下の恐れのない造成の容易な土地条件が良いまとまった空閑地の確保が可能でかつ排水処理が容易なこと。
主搬出入道路が整備されていること。未整備の場合は、供給処理施設稼働予定年次までに整備される見通しが立っていること。
主搬出入道路および取り付け道路は、供給処理施設の発生集中交通を含めた交通量に対応できる幅員であること。
主搬出入道路および取り付け道路は、通学路と重複しないこと。やむを得ない場合でも歩道が設置されていること。
設置される供給処理施設の付近には原則として、学校、病院等がないこと。
位置選定上支障のある事項に関する構造、設備もしくは環境対策設備が完備されるものおよび市街地開発事業等の画的事業と一体で整備を図るものについては、その程度に応じて基準を緩和することができるものとする。

<参考> 建築基準法第51条の許可基準

民間がごみ焼却場を建設する場合は、「千葉県建築基準法第51条ただし書許可基準」に定める基準を満たす必要がありますが、この基準は、市が建設する場合の「手引きの基準」よりも厳格な内容となっております。

(1) 敷地の位置に関する基準

工業系用途地域（工業専用地域、工業地域及び準工業地域をいう。以下同じ。）又は用途地域の指定のない区域（市街化調整区域を含む。）内であること。

この基準は、処理施設の建設によって住居の環境又は商業の利便が害されるおそれがあるとの考え方に基づく基準となっております。

このため、用途地域の趣旨との整合の観点から、工業系用途地域、特に工業専用地域又は工業地域を最優先にする一方、市街化区域の他の用途については建設を認めないこととしています。また、市街化調整区域については、建設による影響が比較的軽微であるとの考えから、補助的に建設を認めることとしています。

なお、市が建設する場合の都市計画「手引きの基準」は、原則として都市計画区域としていますので、野田市の場合、市全域で建設が可能です。

工業系用途地域を除く用途地域が指定されている区域、市街地又は将来市街地になることが予想される区域に近接しないこと。

この基準は、の基準と同様の考え方に基づき、処理施設を建設することができる地域（野田市の場合、工業系用途地域及び市街化調整区域）においても、住居、商業系用途地域、市街地又は将来市街地になることが予想される区域に近接している場合は、建設を認めないとするものです。

\* 『市街地』と一団の住宅

市街地に市街化調整区域の一団の住宅団地も含まれるかは、県としても判断が難しく個別に判断すべきと考えていますが、5棟から10棟以上あれば、市街地として取り扱う可能性があるとのことです。

\* 『近接しない』の距離

処理施設から概ね100m以上離れていることを原則としますが、10m程度の不足は許容範囲とします。また、必要な離隔距離は、地域の実情によって判断すべきであるため、離隔距離が不足しているといって、機械的に不許可とするものではありません。

農家住宅等が点在していても市街地とはみないので、100m以内に住宅があっても良く、一団の住宅があっても、本人同意があれば許可しているとのことです。

都市計画に既に決定されている道路、公園その他の都市施設（都市計画法第11条に規定する都市施設に限る。）に影響を及ぼさない位置であること。

この基準は、すでに都市計画決定された道路等の施設に影響を及ぼさないことを求めるものであり、都市計画上の当然の制限ですが、民間施設に対する許可の基準であるため、設けられている基準と考えられます。

学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームその他のこれらに類する建築物の敷地境界から概ね100メートル以上離れていること。

『概ね100m以上離れていること』は、の『近接しない』とほぼ同義ですが、一団の住宅の場合は、近接していても同意があれば認められるのに対し、の学校等の施設については、同意があったとしても認めていないより厳しい取扱いとなっています。

『その他のこれらに類する建築物』とは、都市計画法第11条第1項第5号及び第6号に規定される都市施設、つまり、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設等を基本に、公益性、広域性、恒久性及び環境防衛の必要性が特に高いと認められる建築物が該当します。

県及び市町村の都市計画構想と齟齬をきたしていないこと。

と同様、当然の基準ですが、民間施設に対する許可の基準であるため、設けられている基準と考えられます。

自然公園、自然環境保全地域、近郊緑地保全区域、緑地保全地域、歴史的風土特別保存地区、風致地区等優良な自然環境を保全する必要のある区域及び良好な住宅環境を保全すべき区域が含まれていないこと。

野田市では、緑地保全区域のみ（利根川沿いの河川敷）が指定されています。

災害危険区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域等災害防止のために保全を図る必要のある区域が含まれていないこと。

野田市に該当する区域はありません。

## （2）搬出入計画に関する基準

主要な搬出入路は、原則として幅員6メートル以上の舗装道路であること。

『主要な搬出入路』は、処理施設の搬出入車両が搬出入のため通常通行する経路のうち、国道又は主要地方道から処理施設の敷地に至るまでの経路をいい、現状で整備されていることが原則です。

なお、市が建設する場合、『手引きの基準』では、未整備の場合は、供給処理施設稼働予定年次までに整備される見通しが立っている場合も認めることとしています。

主要な搬出入路は、通学路と重複しないこと。ただし、歩道等が設置され歩行者の安全が確保される場合はこの限りでない。

『通学路』とは、幼児、児童又は生徒（以下「児童等」という。）が通学のため通常通行する経路のうち、市町村教育委員会又は学校長により指定された経路をいいます。『歩道等が設置され歩行者の安全が確保される場合』については、

歩道と車道が物理的に有効に分離されている場合をいい、単に白線が引かれているだけでは足りず、縁石、ガードレール等により分離されていることが必要です。

主要な搬出入路は、繁華街や住宅街を経由しないこと。

主要な搬出入路が繁華街や住宅街を経由することにより、当該地域の商業の利便、または住居の環境を害するおそれがあることから、これらの地域を経由しないことを許可の要件としています。

施設の設置に伴って発生集中すると予想される搬出入車両が、主要な搬出入路の交通に過度な影響を与えないこと。

**発生集中すると予想される搬出入車両の台数が主要な搬出入路の交通量の5パーセント以下であれば『過度な影響を与えない』と判断することとしています。**  
ただし、5パーセントを超える場合でも、搬出入路の交通容量等を勘案して合理的に判断することとしています。

敷地の車両出入口は原則として1箇所とし、敷地周辺の交通に影響を及ぼさないよう適切な位置に設置されること。

車両出入口は1箇所とすることを原則としますが、複数設置する必要があり、かつ、交通の安全が確保されると認められる場合は、複数設置も認められます。

## 〔 〕 新清掃工場（100 t /日）建設候補地選定に係る面積関係基準（資料）

標準敷地面積	5,720 m <sup>2</sup>
駐車場及び車路必要面積	4,560 m <sup>2</sup>
<b>合 計</b>	<b>10,280 m<sup>2</sup></b>

必要敷地面積は、緑化分を考慮しています。

標準敷地面積根拠及び計算式

$$S=300 \cdot X^{0.64} = 5,720$$

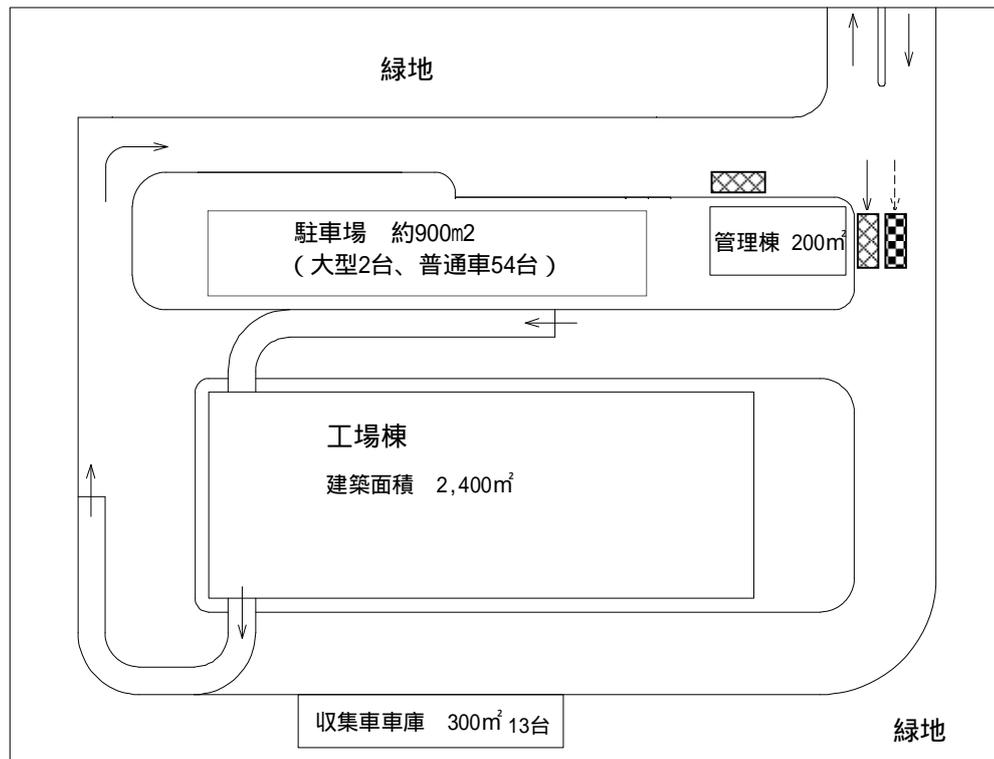
S：敷地面積（m<sup>2</sup>）

X：日ごみ処理量（t/日）

出典）供給処理施設の都市計画に関する手引き

千葉県都市部計画課（社団法人日本都市計画学会）

施設配置イメージ図



▨ 持込み者トラックスケール    ▩ 業者トラックスケール

参考：リサイクル展示場等の必要敷地面積

施設名	施設面積	必要敷地面積	市内同規模施設
リサイクル展示場	1,500m <sup>2</sup>	約3,000m <sup>2</sup>	（現施設132m <sup>2</sup> ）
生ごみ乾燥施設	10m <sup>2</sup>	約20m <sup>2</sup>	—
生ごみ堆肥化施設	1,000m <sup>2</sup>	約2,000m <sup>2</sup>	—
還元施設（入浴施設）	1,000m <sup>2</sup>	約2,000m <sup>2</sup>	七光台温泉
還元施設（プール）	1,000m <sup>2</sup>	約2,000m <sup>2</sup>	ミナトスイミング
還元施設（プール）	1,500m <sup>2</sup>	約3,000m <sup>2</sup>	ルネサンス

必要敷地面積は、緑化分等を考慮して2倍しています。

## 〔 〕新清掃工場建設候補地選定に係る法令関係基準（案）

## 1 選定基準設定にあたっての法的制限

資料「新清掃工場建設位置の決定に関する法的制限について」で説明のとおり、市が建設する場合の法的制限は、都市計画上の制限となりますが、千葉県は、第三者機関である審議会の意見を尊重するとしていますので、県の都市計画基準に明らかに相反しない限り、選定基準設定にあたっての法的制限を考へる必要はありません。

## 2 基準（案）の作成方針

基準（案）は、次の作成方針にしたがって作成しました。

都市計画の基準よりも明確で厳しい、民間が建設する場合の基準となる

「千葉県建築基準法第51条ただし書許可基準」を基本として作成しました。

A、B等は、当該基準に関するランク（望ましい順）を示す。

「千葉県建築基準法第51条ただし書許可基準」にない基準項目として、

「必要面積基準」、「土地の地形」及び「土地の地権者数」を加えました。

焼却施設以外にどのような附帯施設を設置するかは、今後の検討課題であることから、現時点では、設置のための財政負担は選定基準に加えていません。ただし、面積が大きいほど附帯施設設置が容易となることから、「必要面積基準」において、面積の大きな土地を高いランクとしました。

また、搬出入路等が整備済みであるかどうかは財政負担に影響するため、整備済みである場合に高いランクとしました。

「土地の地権者数」は、選定基準としては、絶対的なものではないが、地権者数が少ないほど交渉しやすいため、一応考慮すべき条件として加え、地権者数が少ないものを高いランクとしました。

## 3 選定基準（たたき台）

1	工業系用途地域（工業専用地域、工業地域及び準工業地域をいう。）又は市街化調整区域内であること。
	A 工業系用途地域内の土地であること。
	B 市街化調整区域内の土地であること。
	C 上記以外の地域内の土地であること。

工業系用途地域以外の市街化区域内の土地についても、「まちづくりの拠点」として適地がある可能性があるため、全く排除はしない形としました。

2	工業系用途地域内の土地又は市街化調整区域内の土地について、その敷地から工業系用途地域を除く用途地域が指定されている区域又は市街化調整区域の一団の住宅団地までの距離が概ね100m以上であること。
	A m以上であること。
	B m以上であること。
	C m程度までであること。

（注）一団の住宅団地は5棟以上のものをいう。

県は5棟から10棟程度との考えのようですが、より厳しく考え、5棟以上としました。

3	都市計画に既に決定されている道路、公園その他の都市施設（都市計画法第11条に規定する都市施設に限る。）に影響を及ぼさない位置であること。
4	<p>学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームその他のこれらに類する建築物の敷地境界から概ね100メートル以上離れていること。</p> <p>A m以上であること。 B m以上であること。 C m程度までであること。</p>
5	県及び市町村の都市計画構想と齟齬をきたしていないこと。
6	緑地保全区域及び土砂災害警戒区域が含まれていないこと。
7	<p>主要な搬出入路は、原則として幅員6メートル以上の舗装道路であること。</p> <p>A 6m以上で整備済みであること。 B 6m以上で整備済みが2分の1以上であること。 C 6m以上で整備済みが2分の1未満であること。</p> <p>(注) 整備済みが2分の1未満であっても、未整備延長が100m以下の場合のランクは、Bとする。</p>
8	<p>主要な搬出入路は、通学路と重複しないこと。ただし、歩道等が設置され歩行者の安全が確保される場合はこの限りでない。</p> <p>A 通学路との重複がない、又は歩道等が設置され歩行者の安全が確保されていること。 B 重複なし又は整備済みが2分の1以上であること。 C 重複なし又は整備済みが2分の1未満であること。</p> <p>(注) 整備済みが2分の1未満であっても、未整備延長が100m以下の場合のランクは、Bとする。 財政負担及び工期との関係も考慮する必要があることから、2分の1未満でも未整備延長が短く工事費が安価であると考えられる場合は、ランクをBとすることとしました。</p>
9	<p>主要な搬出入路は、繁華街や住宅街を経由しないこと。</p> <p>ただし、繁華街、住宅街の定義は明確でなく、また経路距離等による影響も大きいことから、経路距離等を考慮して判断する。</p>
10	<p>施設の設置に伴って発生集中すると予想される搬出入車両が、主要な搬出入路の交通に過度な影響を与えないこと。</p> <p>A 発生集中すると予想される搬出入車両の台数が主要な搬出入路の交通量のパーセント以下であること。 B 発生集中すると予想される搬出入車両の台数が主要な搬出入路の交通量のパーセント以下であること。 C 発生集中すると予想される搬出入車両の台数が主要な搬出入路の交通量のパーセント超であること。</p>

11	整形地に近い土地であること。
	A 区画された整形地であること。
	B 整形地に近い土地であること。
	C 整形地とはいえない土地であること。

整形地は施設の配置が容易で土地利用効率が高いため、上位にランクしました。

12	地権者の数が少数であること。
----	----------------

13	10,000 m <sup>2</sup> 以上の土地を確保できること。
	A m <sup>2</sup> 以上の土地を確保できること。
	B 10,000 m <sup>2</sup> 以上の土地を確保できること。

焼却施設の最低必要面積は1万m<sup>2</sup>程度であるが、附帯施設の建設のためには、より大きな土地を確保することが有効であるので、確保面積が大きな場合を上位にランクしました。

2月11日審議会にむけての提案

2012.2.1

松島高士

## 1. 清掃工場のイメチェンを

施設本体や周辺環境を一体とする全景を整備する上において、思い切って旧来の清掃工場観を脱却しましょう。緑ゆたかで明るい空間を志向します。周辺外の住民がうらやましがる程の環境の創成です。しかも、そこには循環型社会の推進を目指す市民自慢のセンターがあるという誇りを持てるような、忌避する空間から歓迎する空間への転換です。余熱利用湯、リサイクルセンター、省資源・省エネ促進の啓発コーナー、できれば小さな売店やいくつかの小会議室など。また、それに叶う広い土地が見つければ堆肥化や非常時の予備的スペースなど。本日提案されるであろうさまざまな機能施設を組み込むことで、生徒たちをも含む多くの市民が出入りしたくなるような、市民交流の場となることをコンセプトの柱としたいものです。

想定される相当額の予算については、新しい基本計画でのごみ処理量の減量化にむけて全市をあげて努力することで、長期間になりますがかならずや補われるはずです。またわたしたちは、そのような意識を常に忘れないように心掛けることが大切かと思えます。

そしてもうひとつ肝心な点は、設計の段階から完成まで周辺住民と携えること、すなわちスタートから周辺住民と協働することです。おそらく設置される環境保全協議会（仮称）は当初から作ることで、完成後も円滑に機能するに違いありません。

上述のことは理想論で片づけることなく、実現にむけて頑張りたいものです。

## 2. いわゆる地元還元策の転換を

これは一般的には地元との交渉事となっており、候補地の絞り込みを終えての最後の詰め作業になっているようです。しかし私は今回の野田市新清掃工場の建設に向けては、地元還元策 = 我慢料という旧来の考え方から思い切って脱却することを提案します。

対象は周辺の団体（自治会）ではなく特定住民とします。

すなわち、日常的に搬出入車両が頻繁に往来することで震動や排ガスの影響を受ける沿道や噴煙、騒音を受けるであろう地域に住む住民に限定します。実際に影響を受ける地域は自治会の区域とは一致しないからです。

金品は使いません。例えば各種の優待券（余熱利用温泉の入浴割引券やごみの直接持込無料券など）の類を一定期間（2年～3年程度）交付することを考えます。

名称も、例えば“特定地域優待策”のように変えたいものです。

公募の項目となる選定基準に入れます。

審議の結果内容が上記のような私案であれ、あるいはどのようなものであれ、選定基準に入れることで事前に広報することは重要です。

### 3. 候補地探しへの当面の作業

私たちにとって数十年に一度のどでかい事業です。よって大々的なキャンペーンとすべきであり、それだけに多面的な戦略を要します。

ポジティブマップを作成します。

これは必要最小面積を除く選定基準を満たす区域マップであり、公募時に公表することで応募を考える地権者への必須情報となります。

人口分布マップも作成します。

候補地の絞り込みに入る段階で、野田市はかなり細長い地形であるから効率的なごみ収集を図るためとして、単純に南北の中央当りを基準にすることなく、人口密度を考慮にいれての絞込み材料とします。

公募に関して決めること。(自明の項目ですが敢えて並べてみます)

#### 公募方法

- ・市報 ・ホームページ ・自治会回覧 ・公民館等への掲示
- ・地権者(ポジティブ区域内の一定面積以上の所有者)への案内
- ・その他

#### 表記項目

- ・必要最少面積
- ・選定基準
- ・基本計画にのっとる減量目標値(焼却量と搬出入車両数が逡減していくこと)
- ・施設のできるだけ具体的なイメージと上記の“地元還元策 基本的な考え方”

公募期間：1カ月程度

事務局による候補地選び

作業は公募と同時進行となるでしょう。しかしその結果の審議会への提示は公募の結果を見てからとなります。

以 上

## 新清掃工場建設候補地選定基準について（私案）

2012.2.11 （委員）古橋 秀夫

### 1. ごみ焼却施設の設計コンセプトについて

迷惑施設と言うマイナスイメージでは無く、水とみどりと多様な生物が群がる市民の憩いの場の創出と言うプラスイメージで取り組みたい。換言すると信頼、ふれあい、共生、まなびが生まれる様な設計が求められています。結果として、誰もが羨む空間を誕生させたい。このような画期的なイメージ革新には施設本体の設計のみならず緩衝地帯、外構え、構内道路、駐車場、調整池、見学・広報・研修・交流施設、地元還元施設・予熱利用施設など諸施設の設計も基本施設同様の重要性を持っています。

他自治体や工業地帯、大企業等の先進取り組み事例を参考にしたい。

### 2. 用地選定の要件

前提条件 1：千葉県建築基準法第51条、ただし書許可基準の上乗せ基準として提言

前提条件 2：ごみ処理量100t弱/日、約50(t/日)×2炉

- (1) 平坦地
- (2) 適切な敷地形状である事
- (3) 公有地または市街化調整区域
- (4) 用地面積：20,000㎡超(6,060坪超)  
ただし、下記4を充分考慮し再度、見直し確認する
- (5) 道路要件： 幹線道路からのアクセスが容易で幅員6～7m道路が敷設可能な事 通学路と重複しない事
- (6) 施設境界から最寄り人家まで100m超、医療施設・福祉施設・教育施設までは500m超離れている事
- (7) 環境保全や各種の法規制上の制約が無い事
- (8) 地質・地耐力に問題が無く活断層が無い事
- (9) 所有者数が少ない事
- (10) 用排水、地下水状況に問題無い事
- (11) 将来の都市計画対象区域外である事
- (12) その他、

撤去、移設の困難な構築物や埋蔵文化財が無い事  
災害時の影響が考えられない事  
電波障害が発生しない事  
景観上、問題が無い事

### 3 . 複数候補地の比較評価方法

上記 2 の項目毎に重要度（4段階\*）の係数を設定し、その係数に各候補地の該当項目の評価値（4段階\*）を乗じて得られた値の全項目分合計値を比較する。この値が最も高い候補地を最終選定地と決定する。

\* 1 , 2 , 3、4 の 4 段階。値が高いほど好適地と判定

### 4 . 課題 ~ 用地選定要件に関連

（1）上記 1 . の設計コンセプトに基づいた下記の課題があります。

全体に余裕ある施設配置である事、 緩衝地帯、 外構え、 構内道路、  
駐車場、 調整池、 見学・広報・研修・交流施設、 地元還元施設・  
余熱利用施設（温浴設備・くつろぎ空間、温水プール、農業用温室、発電施設など）  
緊急時用の予備スペース 景観

（2）付帯施設の敷設

生ごみ堆肥化設備用地（一時貯留、搬出入用地を含む）

焼却灰処理施設用地（エコセメント化）（一時貯留、搬出入用地を含む）

以上

## 新清掃工場建設候補地選定基準案

委員 長南博邦

## 1 新清掃工場のイメージをできるだけ明らかにすること。

そのイメージは公民館や図書館のように誘致したい施設、たとえば水や緑など自然豊かで、「つくしんぼ」出店など人が集い語り合う公園的施設イメージを打ち出す。住民主導で周辺に市民農園等を配置し、新施設と一体的に市民が集まる空間とする。これは遅くとも複数の建設候補地選定前に打ち出すこと。

そのため、清掃工場建設に不可欠な敷地面積に前述のイメージ施設とするために必要な面積を確保すること。最低 15,000 m<sup>2</sup>、できれば 20,000 ~ 25,000 m<sup>2</sup>以上。

## 2 選定基準は民間施設基準（県建築基準法第 51 条ただし書き許可基準）以上のものとする。一部加点方式とし、点数の多い場所から複数の建設候補地とする。

立地は市街化調整区域とする。工業系では前回行き詰った上、近隣に民家等が多数存在しているのではないかと。さらに 1 の面積確保ができないのではないかとということを加味する。（敷地の基準第一号対応）

住宅系市街地や将来市街地になる区域に近接しないこと。（敷地の基準第二号）

都市計画決定されている他の都市施設に影響しないこと。（敷地の基準第三号）

学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームその他のこれらに類する建築物および住宅の敷地境界から 200m 以上離れていること。ただし、住宅については同意を得られればこの限りではないが、少なくとも 100m 以上離れていることとする。（敷地の基準第四号対応で 2 倍化）

主な搬出道路は原則として幅員 6 m 以上とすること。舗装されている場合は 1 点を加点する（搬出入計画第 1 号対応）

舗装については地元還元策の視点から、されていなくとも良いのではないかと。

主な搬出入道路は原則として通学路と重複しないこと（歩道がある場合はこの限りではない）。（搬出入計画第二号）

用地交渉の際の地権者数が少ないこと。これはとも関連する。

運搬効率が良いこと。市域を 3 分割（南部・福田地区と旧関宿地域以外を中心部とする）して中心部を 2 点とし、それ以外を 1 点とする。

必要な面積が確保できる空き地が存在し、土地について法や条例の制約があってもその解除が可能なこと（たとえば農業振興地域）。制約がなければ 2 点、面積も 20,000 m<sup>2</sup> 以上 25,000 未満なら 1 点、25,000 m<sup>2</sup> 以上なら 2 点加点する。

土地所有者が譲渡する可能性があること。公募の場合は 2 点加点。

理施設建設候補地選定基準及び選定方法の事例一覧

他市自治体の事例対象					
市町村名	東京都武蔵野市	東京都三鷹市、調布市	長野県大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村	兵庫県川西市、猪名川町、大阪府豊能町、大阪府能勢町	奈良県奈良市
委員会名称	新武蔵野ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ施設まちづくり検討委員会	新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会	北アルプス広域連合ごみ処理施設検討委員会	猪名川上流1市3町広域ごみ処理施設整備検討委員会	奈良市ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ建設計画策定委員会
期間	H20.8～H21.6	H14.1～H16.3	H21.10～H22.10	H10.10～H11.1	H18.2～
候補地選定基準及び選定方法	<p>選定条件に適合させ候補地を選定</p> <p>整備用地の要件整理</p> <p>1 面積要件 新施設の整備用地として最低限必要とされる1.3ha以上の広さを有する用地</p> <p>2 幅員10m以上の現況道路または、都市計画道路によるアクセスが可能な土地 道路アクセスおよび交通渋滞、収集効率のよさは不可欠な要素</p> <p>3 農地は、対象から外す。</p> <p>4 現在、土地利用がされている民有地は対象外とする。</p> <p>5 1、2を満たした「大規模公共公益用地」を抽出する。 3つの都立公園、2つの都立高校、5つの市立小・中学校、浄水場、市役所、市民公園ⅠⅡ、陸上競技場、総合体育館、市営プールⅠⅡ、市役所北ⅠⅡ（現ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ・運動施設・ゴミを含む街区）の14箇所を抽出</p> <p>6 整備用地を「市役所北ⅠⅡ」とする。</p>	<p>評価点により候補地を選定</p> <p>1 検討委員会が6地区を、検討対象地区として答申 検討対象地の抽出項目 ・土地面積が2ha以上確保できること。 ・大型車両が通行可能な道路からの距離が短いこと。 ・現在の土地の所有者が公共であること。 ・学校や研究所など現に多くの人々が利用している土地は避けること。 ・地域の特性を生かした特殊な利用を行っている特殊公園は避けること。 ・都市の防災機能の向上に資する遊水池は避けること。</p> <p>2 検討委員会が検討対象地を建設候補地として絞り込むため相対比較項目、14項目を設定</p> <p>3 両市において、各検討対象地の14項目において、調査・検討及び評価を行い最終候補地を決定</p>	<p>評価点により候補地を選定</p> <p>1 検討委員会、住民公募、自治体推薦により候補地の抽出</p> <p>2 除外条件で絞り込む（33箇所から18箇所）</p> <p>3 一次評価基準を決定し、比較評価の実施（18箇所から6箇所）</p> <p>4 二次評価基準を決定し、比較評価の実施（6箇所から最終候補地）</p>	<p>選定条件に適合させ候補地を選定</p> <p>1 ごみ処理施設（焼却施設）の用地選定についての一般基準として示されている「計画標準（案）建設省昭和35年」を参考に、建設候補地選定のための判断要素5項目を次のとおりとした。 住民感情を考慮して、500メートル以内には人家が全くないか非常に少ないこと。さらに、1キロメートル以内に相当規模の集落・住宅団地がない場所であること。 国道、主要地方道から集落を通過せずに直接進入できる道路が確保できること。 地権者が多数で用地買収が困難であるなど予想される問題点がないこと。 都市計画上、将来明らかな支障が生じないこと。 1市3町のごみを搬入するのに搬送距離がなるべく短くなること。</p> <p>2 候補地のリストアップ及び詳細調査地の選定（5箇所から2箇所）</p> <p>3 詳細調査結果を基に、市長及び助役協議を開催し、2カ所の比較検討において、造成後の土地利用面、アクセス道路の状況、経済性の問題等主要な判断材料のすべての面で優れている国崎小路地区を建設予定地に選定した。</p>	<p>評価点により候補地を選定</p> <p>1 候補地の選定における基本条件候補地は、現在、空き地（住宅地群などは除きますが、農地や山林は含んでいます）になっている所から選ぶことを大原則にして、自然を可能な限り守るなどの基本条件を以下のように9項目に整理しました。 300m以内に学校、幼稚園、保育園及び病院等がなく、住宅地群に近接していないこと。 自然環境を保全するため、自然公園園地域、風致地区、環境保全地区等には設けないこと。 生活環境を保全するため、人口の密集した地域や、住居専用地域（都市計画法）等には設けないこと。 防災面に配慮するため、災害の危険性がある地域は避けること。 ごみの収集・運搬効率がよく、焼却後の残渣の処理に便利な場所を選ぶこと。 将来にわたって、土地利用が決まっている地区には設けないこと。 搬出入のための主な道路が整備出来ているか、整備出来ることが確実な場所であること。 電気、ガス、水道等の供給設備の整備が困難でないこと。 その他の条件</p>
施設規模	120t/日	310t/日	50t/日	285t/日	400t/日
敷地面積（選定条件）	1.3ha以上	2ha以上	1ha以上	4ha以上	10ha以上

処理施設建設候補地選定基準及び選定方法の事例一覧

他市自治体の事例対象				
市町村名	長野県 長野市	兵庫県 豊岡市、香美町、新温泉町	長野県 伊那市	大阪府 寝屋川市
委員会名称	長野市ごみ焼却施設建設地検討委員会	広域ごみ・汚泥処理施設整備候補地選定委員会	伊那市新ごみ中間処理施設用地選定委員会	寝屋川市ごみ処理施設建設基本計画策定委員会
期間	H16.5～H17.4	H19.11～H23.3	H19.6～H20.6	H23.10～H23.11
候補地選定基準及び選定方法	<p>評価点により候補地を選定</p> <p>1 候補エリアの選出条件                      ・ごみ焼却施設の建設に法規制がある地区を除くことにより選出する。                      ・市東部、西部の山間部は、地形等を踏まえ、候補エリアから除外する。                      ・候補エリアは、現在の土地利用状況や字界を踏まえて、区分する。                      ・建設時において、2ha以上の空地が確保できる地域を候補エリアとする。市有施設で建設時に未利用となる敷地も空地とみなすものとする。                      候補エリアの選出条件により、18箇所の候補エリアが選出</p> <p>2 候補エリア評価項目を設定し、18箇所の候補エリアから5箇所の候補エリア(11候補地)に絞り込む。</p> <p>3 エリアの評価項目に活断層の有無など4項目を加えた15項目の評価項目を設定し、現地踏査を踏まえ最終候補地を選定</p>	<p>評価点により候補地を選定</p> <p>1 候補地の一次評価を行い、一次選定候補地5箇所を選定</p> <p>2 5箇所の一次候補地から候補地として残すには期間内に建設が困難等と思われる2箇所を外し、3箇所を選定</p> <p>3 運搬効率、工事費を含めた総合評価を行い、最終候補地を選定</p>	<p>評価点により候補地を選定</p> <p>1 大枠評価項目を決定し現地調査を実施、13候補地を検討対象地として決定</p> <p>2 詳細評価項目を設定し、「環境保全項目」と「建設関連項目」に分けて評価を行い、環境保全項目及び建設関連項目の低い地区を評価対象から除外(13候補地から7候補地)</p> <p>3 評価対象7候補地について現地調査を実施した上で、最終候補地を委員の投票により選定</p>	<p>評価点により候補地を選定</p> <p>1 寝屋川市ごみ処理施設建設基本計画審議会で「土地利用に関する法令等の規制」の多寡と「地形・地質」という客観的に評価できる項目について、市域全体に亘って、施設建設に必要な面積を精査の上、比較評価し、11ゾーンを選定</p> <p>2 審議会での一次選定で選出された11ゾーンについて、将来計画、周辺道路、建設用地としての実現性により抽出を行ったうえで、評価項目(12項目)で比較評価を実施。さらに上位4区画について総合評価(6項目)を行い最終候補地を選定</p>
施設規模	450t/日	174t/日	149t/日	200t/日
敷地面積(選定条件)	2ha以上	3ha以上	2.5ha以上	0.6ha以上

## V 候補エリアの絞り込み

### 1 候補エリア絞り込みのための評価項目および基準の設定

#### (1) 候補エリア評価項目

候補エリアの比較は、広域的な視点から評価すべき項目を設定し評価を行う。

広域的な視点から評価すべき項目とは、まちづくりの中での位置関係・整合性、道路網、交通状況からの位置関係、面的被害を及ぼす災害、諸施設との位置関係等とする。

なお、狭域的視点から評価すべき項目は、候補地を絞り込む段階に評価することとする。

表 5.1.1 エリアの比較評価項目

配慮する事項	比較評価項目	
	評価指標	考え方
1 自然環境を保全する。	現況土地利用	良好な自然の残存度から評価する。
2 生活環境を保全する。	道路交通状況	交通量、道路混雑度、旅行速度、幹線道路の有無から評価する。 【平成 11 年度道路交通センサス（平日交通）より。】 ・ 12 時間交通：午前 7 時から午後 7 時までの 12 時間の交通量（観測員による人手観測）。 ・ 旅行速度：朝又は夕方ラッシュ時間帯のより混雑する方向に実際の走行により測定。 ・ 混雑度：(交通量) / (交通容量) 1.0 が基準となる。1.75 を超えると慢性的混雑状態となる。
3 防災面へ配慮する。	液状化の発生予想状況	液状化の発生予想から評価する。 【液状化（長野市地域防災計画／平成 13 年度修正編より。）】 ・ 1847 年の善光寺地震の再来した場合を想定した試算結果。（マグニチュード 7.4）
4 運営経費の削減に配慮する。	都市基盤整備	道路、上水道、下水道等の都市基盤の整備状況から評価する。
	収集運搬	収集運搬のアクセス性から評価する。
5 周辺環境との調和に配慮する。	まちづくり	将来のまちづくりとの整合性から評価する。 【都市計画マスタープラン／平成 12 年 3 月策定より】 ・ 地域別まちづくり構想
	観光	観光拠点との位置関係から評価する。
6 他の施設との調和に配慮する。	広域管内の 2 つ目の焼却施設	2 つ目の焼却施設との位置関係から評価する。 ・ 長野広域において 2 つ目の焼却施設は、更埴ブロックに施設規模 100 t/日程度の施設を整備することになっている。
	他廃棄物処理施設	産業廃棄物処理施設を含め、他の廃棄物処理施設の有無から評価する。
	教育・福祉施設等	小中学校、福祉施設、医療機関の有無から評価する。
7 歴史的財産を保護する。	文化財等	指定文化財、埋蔵文化財の有無から評価する。

## 2 評価項目および基準の設定

建設候補地として絞り込むための評価項目と基準を以下のように設定する。

◎：3点、○：2点、△：1点として評価する。

表 6.2.1 建設候補地の評価項目

配慮する事項	比較評価項目			エリアの 評価項目
	評価指標	考え方	基準	
1 自然環境を保全する。	現況土地利用	現状の土地利用から評価する。	◎：宅地等 △：農地	○
	貴重な動植物	候補地内の絶滅危惧種の有無から評価する。	◎：確認情報 無 ○：猛禽類行動範囲5km圏内 △：確認情報 有	
2 生活環境を保全する。	交通状況	アクセス路（建設地から一番近い幹線道路）の道路混雑度から評価する。	◎：混雑度 1.0 未満 ○：混雑度 1.0～1.75 △：混雑度 1.75 以上	○
	住宅	住宅の有無から評価する。	（500m圏内の住宅数および直近住宅までの距離） 3段階の相対評価	
3 防災面へ配慮する。	液状化の発生予想状況	液状化の発生予想から評価する。	◎：無 △：候補地の一部以上	○
	活断層	活断層の有無から評価する。	◎：活断層から 500m以上 △：活断層から 500m以内	
4 運営経費の削減に配慮する。	都市基盤整備	道路、上水道、下水道の都市基盤の整備状況から評価する。	◎：全て整備されている ○：いずれかの整備が遅れている △：整備されていない	○
	収集運搬	収集運搬の効率性から評価する。	（人口重心からの距離） 3段階の相対評価	
	幹線道路	幹線道路レベル（幹線道路に接続する幅員 6m以上）の道路の本数と同道路からの距離から評価する。	（幹線道路レベルの道路本数と同道路からの距離） 3段階の相対評価	
5 周辺環境との調和に配慮する。	まちづくり	将来のまちづくりとの整合性から評価する。	◎：工業系 ○：商業・住宅系 △：田園居住地	○
	観光	観光拠点との位置関係から評価する。（一般的な徒歩圏内（1km圏内））	◎：観光地から徒歩圏外 △：観光地から徒歩圏内	

表 6.2.1 建設候補地の評価項目（続き）

配慮する事項	比較評価項目			エリアの 評価項目
	評価指標	考え方	基準	
6 他の施設との 調和に配慮す る。	広域管内の2つ日 の焼却施設	2つ日の焼却施設との位置関連か ら評価する。	(篠ノ井橋中心(市境)からの距離) 3段階の相対評価	○
	他廃棄物処理施 設	産業廃棄物処理施設を含め、他の 廃棄物処理施設の有無から評価 する。	(500m圏内の施設数および直近施 設までの距離) 3段階の相対評価	○
	教育・福祉施設等	小中学校等、福祉施設、医療機関 の有無から評価する。	(500m圏内の施設数および直近施 設までの距離) 3段階の相対評価	○
7 歴史的財産を 保護する。	文化財等	指定文化財等の有無から評価す る。	(500m圏内の施設数および直近施 設までの距離) 3段階の相対評価	○

## 4 建設候補地の絞込み

### (1) 空地の評価結果の集計

◎を3点、○を2点、△を1点として、総合点を積算する。

表 6.4.1 空地の評価結果の集計

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
現況土地利用	△	△	◎	◎	△	△	△	◎	△	◎	△
貴重な動植物	○	○	◎	○	◎	○	○	◎	◎	◎	◎
交通状況	○	△	○	○	△	△	△	○	○	○	○
住宅	○	△	○	◎	△	△	△	○	△	○	○
液状化の発生予想状況	◎	◎	△	◎	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎
活断層	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
都市基盤整備	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
収集運搬	△	△	△	△	○	○	○	◎	◎	◎	△
幹線道路	△	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
まちづくり	△	○	△	△	△	△	△	◎	◎	◎	△
観光	◎	◎	◎	◎	◎	△	△	◎	◎	◎	◎
広域管内の2つ目の焼却施設	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○
他廃棄物処理施設	◎	◎	○	○	◎	○	○	△	△	○	○
教育・福祉施設等	◎	△	◎	△	○	○	○	◎	◎	◎	◎
文化財等	◎	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	△	○
総得点	32	31	36	36	32	31	31	40	35	39	34

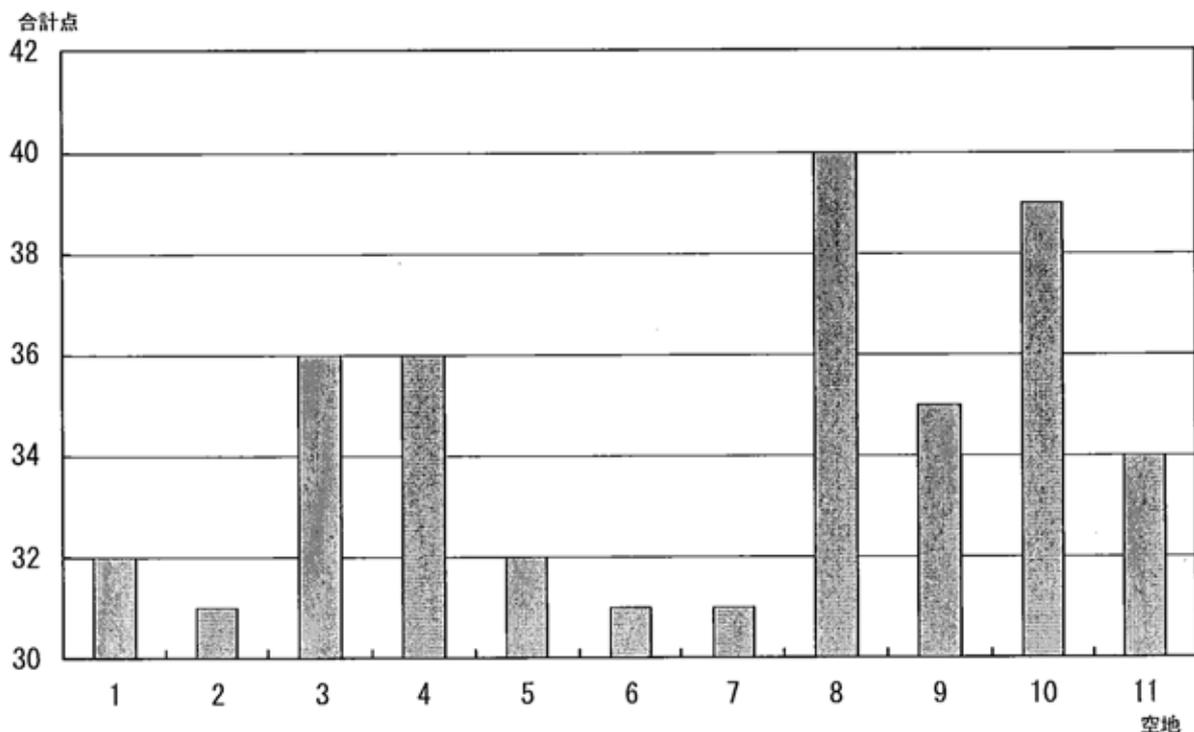


図 6.4.1 空地の評価結果の集計

他自治体の事例 : 豊岡市、香美町、新温泉町

次に、大項目毎に、中項目・小項目を表4-5のとおり設定し評価することとした。

表4-5 一次評価項目について

第5回選定委員会資料

一次評価項目案		評価基準		設定理由		
立地条件等からの評価項目	自然条件から見た適否	活断層の近接状況	1km以内に活断層がない	A	地震時における施設の安全性の観点から、近くに存在しない方が望ましい。 (兵庫県 1996兵庫の地質)	
			300mを超え1km以内に活断層がある	B		
			300m以内に活断層がある	O		
	自然環境	植生の状況	候補地内の大部分が、種林地、牧草地等人為的に改変された植生域	A	地域の環境の特性を植生の状況から評価する (H11~16、H17~ 環境省第6回・7回自然環境保全基礎調査植生調査)	
			候補地内の一部が、種林地、牧草地等人為的に改変された植生域	B		
			候補地内の大部分が、自然・代償植生域	O		
	鳥獣特別保護区の状況	候補地内にない	A	鳥獣保護の観点から、含まれない方が望ましい。 (兵庫県 H19鳥獣特別保護区等位置図)		
		候補地内の一部が含まれる	B			
		候補地内の大部分が含まれる	O			
	社会条件から見た適否	土地利用の状況	現状	土地利用が大部分されていない	A	高価な土地利用がなされていない方が望ましい。 (現地及び1万分の1の地形図により確認)
			土地利用が一部されている	B		
		土地利用が大部分されている	O			
		将来土地利用計画 ※施設整備の支障となるもの	公共事業等の計画がない	A	将来の土地利用計画がなされていないほうが望ましい。 (豊岡市 都市計画マスタープラン等)	
	公共事業等の計画があるが変更は容易	B				
	公共事業等の計画があり変更は困難	C				
	法規制への対応及び許可取得の難易	砂防指定地の状況	候補地内にない	A	手続きの難易等で工期に影響する可能性がある。 (兵庫県 砂防指定地 指定告示の概要)	
			候補地内にあるが、砂防施設はない	B		
			候補地内に砂防施設がある	C		
	保安林の状況	候補地内にない	A	解除手続きの難易等で工期に影響する可能性がある。 (但馬県民局治山課資料)		
		候補地内にあるが解除は容易	B			
候補地内にあり解除は困難		O				
周辺に配慮すべき事項	住宅への近接状況	500m以内でない	A	交通量・騒音等を勘案し、近くでない方が望ましい。 (現地及び1万分の1の地形図により確認)		
		300mを超え500m以内にある	B			
		300m以内にある	C			
	学校・幼稚園・その他公共施設等への近接状況	1km以内でない	A	交通量・騒音等を勘案し、不特定多数の住民の集まる施設が近くでない方が望ましい。 (現地及び1万分の1の地形図により確認)		
		500mを超え1km以内にある	B			
		300mを超え500m以内にある	O			
	施設の可視の度合い	1km以内の住宅から施設(建屋)が見えないと予想される	A	地形上、周辺集落から施設が見えにくい方が望ましいと思われる。 (現地及び1万分の1の地形図により確認)		
1km以内の住宅から施設(建屋)が一部見えると予想される		B				
1km以内の住宅から施設(建屋)が大半見えると予想される		O				
畜舎・放牧場への近接状況	500m以内でない	A	車両通行や騒音等から近くでない方が望ましい。 (現地及び1万分の1の地形図により確認)			
	300mを超え500m以内にある	B				
	300m以内にある	C				
文化財に及ぼす影響	周知の文化財の程度	候補地内に確認されていない	A	遺跡の有無と貴重度、規模、数等により、開発行為に影響が生じる。 (豊岡市教育委員会照会)		
		候補地内にわずかに確認されている	B			
		候補地内に数多く確認されている	O			
ごみ処理施設設置の状況	過去・現在の設置状況	候補地区内に現在、過去とも設置されていない	A	地区内になかった方が理解が得られやすいと思われる。 (現地及び1万分の1の地形図により確認)		
		候補地区内に、過去設置されていた	B			
		候補地区内に現在、設置されている	O			
敷地条件	敷地確保の余裕	敷地の確保に余裕があるとと思われる	A	オープンスペース等があり、余裕のある敷地が取れる方が望ましい。 (現地及び1万分の1の地形図により確認)		
		敷地の確保に余裕があるとと思われる	B			
		敷地の確保に余裕がないと思われる	C			
施設用地の標高	施設用地の標高	50m以下	A	標高が高いと積雪寒冷地対策が必要となり、低い方が望ましい。(1万分の1の地形図により確認)		
		50mを超え100m未満	B			
		100m以上	O			
選設条件	ごみ・汚泥量重心からの道路延長距離	5km以下	A	収集運搬効率の観点から、ごみ・汚泥量重心に近い方が望ましい。 (5万分の1の地形図により確認)		
		5kmを超え10km未満	B			
		10km以上	C			
工事条件からの評価項目	造成工事	敷地工事	離島度(地形等の観点から)	地形上、切土・盛土量等が少ないと思われる	A	工期、工事費等の観点から容易な方が望ましい。 (現地及び1万分の1の地形図により確認)
			地形上、切土・盛土量等が中間と思われる	B		
			地形上、切土・盛土量等が多いと思われる	C		
	進入道路工事	橋梁の新設・改良等の観点から	橋梁の新設・改良等が必要と思われる	A	工期、工事費、維持管理費の面等から容易な方が望ましい。 (現地及び1万分の1の地形図により確認)	
			橋梁の新設・改良等がある程度必要と思われる	B		
			橋梁の新設・改良等が必要と思われる	O		
幹線道路から候補地までのおおよその距離	短い	A	工期、工事費、維持管理費の面等から容易な方が望ましい。 ※箇所ごとの延長総和の平均により評価 13,900m/23箇所≒600m A L<400m, B 400m≦L≦800m, C 800m<L (1万分の1の地形図により確認)			
	中間域	B				
	長い	O				

絞り込まれた23箇所について、次表4-6のとおり評価した。

表5-5 総合評価一覧表(3候補地)

第11回 選定委員会資料

候補地名	小河江区・八代区	森本区・坊岡区	口小野区・袴狭区
建設の理解度 (隣接区を含む)	<p>①小河江区の理解度は、非常に高いと思われる。</p> <p>②八代区から、施設への不安の払拭、市政に関する信頼関係の保持・構築が求められている。</p>	<p>①森本区の理解度は、あると思われる。</p> <p>②坊岡区の理解度は、あると思われる。</p>	<p>①口小野区の理解度は、非常に高いと思われる。</p> <p>②袴狭区の理解度は高かったが、営農者の風評被害を懸念する声があり、地区としての姿勢も後退していると思われる。</p>
【課題】	<p>①八代地区区長会が反対の「申し入れ」を組合へ提出している。</p> <p>②八代区からの申し入れ書によれば、「候補地の山林売却時に、跡地利用計画については、市から事前協議があるべきものと理解している」とされている。</p>	<p>①進入路の現道拡幅については、再検討を求め声がある。</p> <p>②隣接の林区から反対の申し入れがあり、森本区からも理解を求めることが条件となっている。</p>	
用地取得の可能性 (推測)	<p>①市及び市土地開発公社有地であるため、用地取得は容易である。</p> <p>②進入路部分(民有地)は協力が得られるものと思われる。</p>	<p>①区長の依頼により、両区土地関係者説明会を実施し、事業の理解はある程度得られたと思われる。</p>	<p>①口小野区については、概ね協力は得られるものと思われる。</p>
地権者想定数	約5	約42	約28
敷地・進入路工事の 難易度	<p>重量構造物(炉及び煙突等)は、更に山林部を一部切って、配置することから、盛土の浅い部分に施設配置を計画し直し、土壌改良工事の軽減を図ることとする。</p> <p>但し、軟弱土(有機質土)の長期的対策が課題として残る。</p>	<p>切土量は少ないが、河川付け替え工事が必要となり、総合的に平均的な難易度である。</p> <p>また、進入路は説明会等での意見を基に検討した結果、位置を木谷川右岸沿いに変更し、民家から更に離す計画も可能である。</p>	<p>施設建設の障害は、少なく容易である。</p> <p>但し、調整池と建設施設用地が分離されるため、将来にわたって維持管理上の課題が残る。</p>
収集運搬効率 ※直接搬入ごみは対象 としていない	特に効率に大きな差は無い。(2位)	特に効率に大きな差は無い。(1位)	特に効率に大きな差は無い。(3位)

\* 第11回選定委員会における施設配置計画図(案)での計画に基づく評価である。

評価項目一覧  
(H20.4.28 用地選定委員会決定)

【別添1-7】評価項目一覧

区分		詳細評価項目		評価項目	評価から除外する項目	備考
大項目	小項目	項目詳細	項目詳細			
用地としての条件	用地面積	必要とする敷地面積	・現状で必要面積が確保可能か ・5m程度地下掘削が可能か	○		
	地下水位の高低		・井戸によるプラント用水確保の可否(地形・地質等から地下水利用の可能性を評価する) ・地下水利用への影響	○		工法により対応可能
	土地利用規制の有無	農振農用地指定の有無と除外の難易度	・農振農用地指定の有無 ・農林関係補助・交付金等事業対象地の有無 ・補助対象施設(水路等)の有無	○		農振除外不要
	幹線道路の有無	幹線道路までの距離	・幹線道路までの距離	○		
	地形	建設可能な地形	・幹線道路の幅員 ・生活道路と搬入路の使い分けが可能か ・通学路と搬入路の使い分けが可能か ・切土・盛土による平地造成の規模 ・擁壁等、構造物の設置要否	○		特に問題ある箇所なし
	運搬距離	取集地域における施設の位置関係から見た運搬距離	・園内各市町村からの運搬距離	○		生活環境項目で評価あり
	水道水源への影響	近隣の水道水源の有無	・取水中の水源池からの距離 ・造成による水源への影響の可能性	○		生活環境項目で評価あり
	生物への影響	近隣の希少生物	・伊那市環境基本計画報告書による希少種の分布状況 ・動物 ・植物 ・動物 ・植物	○		経済性の「造成費」で点数評価を行う
	保安林	保安林指定の有無	・候補地及び隣接地の指定状況による評価 (水源かん養保安林) ・住宅群との距離	○		伊那市が圏域中心のため評価不要
	住宅群への影響	住宅群までの距離	・最も近い住宅までの距離・日照に与える影響 ・一定距離圏内の住宅戸数 0~ 500 501~ 1000	○		該当なし
立地条件	用途地域指定状況	用途地域第1種・第2種住居専用地域	・周辺の宅地化傾向 ・用途地域第1種・第2種住居専用地域との位置関係(隣接等)	○		1項目として評価。用途地域第1種・第2種住居専用地域に隣接する場合は点数評価
	幹線道路の状況	交通量・道路混雑度	・生活道路に与える影響 ・通園・通学路に与える影響	○		該当がないため除外
	保安林	保安林指定の有無	・保健保安林・風致保安林保全に類する影響	○		1項目として点数化
	近隣の廃棄物処理施設	近隣の廃棄物処理施設の有無と位置関係	・近隣の廃棄物処理施設の有無と候補地までの距離 ・廃棄物処理施設と同様に扱うべき施設の有無と候補地までの距離	○		H20.1.24 山形県環境防災研究所・徳川大学名誉教授の北澤秋野先生を講師として勉強会を開催し、意見を聞いた結果、地盤の強度に問題のある地点はないと判断する。
	地盤の強弱等		・地質等による地盤の強度(専門家による判断が必要) ・対象地及び隣接地における急傾斜地形の有無・影響の程度	○		
	急傾斜地	対象地及び隣接地における急傾斜地形の有無	・対象地及び隣接地における「土砂流出防備保安林」指定の有無	○		
	活断層の有無	活断層分布状況	・活断層の有無・距離を評価	○		
	保安林	保安林指定の有無	・候補地及び隣接地における「土砂流出防備保安林」指定の有無	○		
	その他	災害による危険性	・河川の増水による浸水想定区域、その他災害に関する危険度	○		
	他の施設との調和	教育・福祉施設等との位置関係	・幼稚園、学校からの距離 ・保育園、福祉関係施設からの距離 ・病院・診療所からの距離	○		①保育園・幼稚園・学校 ②病院・福祉施設の二項目とする
歴史的文化財の保護	遺跡・史跡等との位置関係	埋蔵文化財	・埋蔵文化財の有無・位置関係 ・指定文化財の有無・位置関係	○		該当がないため除外
	用地取得費		・概算による用地費比較	○		1項目として点数化
	整地等の費用		・概算による造成費比較	○		
	周辺道路の改修費用		・概算による道路建設・改修費比較	○		
施設建設コスト	施設建設費等		・その他、巨額の投資を必要とする付帯工事など	○		上水道敷設費 委員会では判断出来ないため除外
	近隣住民の理解度	受け入れに対する理解度	・受け入れに対する理解度	○		栗根住民協定締結区域内の候補地について減点評価
	景観	主要眺望点からの可視・不可視	・主要眺望点からの景観に与える影響	○		600m以内の都市公園・ビオトープ等を点数評価する
	触れ合い活動の場	触れ合い活動の場への影響	・「自然との触れ合いの場」として利用されている場所との位置関係、与える影響	○		
詳細項目数合計				45 項目	32	13

## 評価項目の分類（環境保全項目と建設関連項目）

## 〔環境保全項目〕

区 分			詳細評価項目	
大項目	小項目	項目詳細		
環境保全項目	自然環境の保全	生物への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊那市環境基本計画報告書による希少種等の分布状況</li> <li>・長野県レッドデータブックに記載された希少種の分布状況</li> <li>・地域で保護育成している植物群落等</li> </ul>	
		保安林	保安林指定の有無	・候補地及び隣接地の指定状況による評価（水源かん養保安林）
	生活環境の保全	住宅群への影響	住宅群までの距離	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅群との距離</li> <li>・最も近い住宅までの距離</li> <li>・一定距離範囲内の住宅戸数</li> <li>・周辺の宅地化傾向（第1種・第2種住居専用地域との位置関係）</li> </ul>
		幹線道路の状況	交通量・道路混雑度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活道路に与える影響</li> <li>・通園・通学路に与える影響</li> </ul>
		近隣の廃棄物処理施設	近隣の廃棄物処理施設の有無と位置関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣の廃棄物処理施設の有無と候補地までの距離</li> <li>・廃棄物処理施設と同様に扱うべき施設の有無と候補地までの距離</li> </ul>
	その他の調和設	教育・福祉施設等との位置関係	教育施設等までの距離	・保育園、幼稚園、学校からの距離
			福祉施設までの距離 病院・診療所までの距離	・病院、福祉関係施設からの距離
	産歴の史的保護財	遺跡・史跡等との位置関係	埋蔵文化財	・埋蔵文化財の有無・位置関係
			指定文化財	・指定文化財の有無・位置関係
	その他	景観	主要眺望点からの可視・不可視	・主要眺望点からの景観に与える影響
触れ合い活動の場		触れ合い活動の場への影響	・「自然との触れ合いの場」として利用されている場所との位置関係、与える影響	

## 〔建設関連項目〕

区 分			詳細評価項目	
大項目	小項目	項目詳細		
建設関連項目	用地としての条件	用地面積	必要とする敷地面積	・現状で必要面積が確保可能か
		地下水位の高低		<ul style="list-style-type: none"> <li>・5m程度地下掘削が可能か</li> <li>・井戸によるプラント用水確保の可否</li> <li>・地下水利用への影響</li> </ul>
		土地利用規制の有無	農振農用地指定の有無と除外の難易度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農振農用地指定の有無</li> <li>・農林関係補助・交付金等事業対象地の有無</li> <li>・補助対象施設（水路等）の有無</li> </ul>
		幹線道路の有無	幹線道路までの距離	・幹線道路までの距離
	防災面への配慮	急傾斜地	対象地及び隣接地における急傾斜地形の有無	・対象地及び隣接地における急傾斜地形の有無・影響の程度
		活断層の有無	近隣の活断層分布状況	・近隣の活断層の有無・距離を評価
		保安林	保安林指定の有無	・候補地及び隣接地における「土砂流出防備保安林」指定の有無
	コスト建設	その他	災害による危険性	・河川の増水による浸水想定区域、その他災害に関する危険度
			用地取得費・造成費	概算による用地費比較
			取付道路費	搬入路設置の難易度
	施設建設費等		・その他、巨額の投資を必要とする付帯工事など	

他自治体の事例 : 寝屋川市

(2) 二次比較評価

ア 比較項目

前記の 18 区画について、下記の評価項目(12 項目)で比較評価しました。

評価項目		評価基準				備考	
		A	B	C	D		
1	収集・運搬関係	人口重心※1 までの距離	750m 未満	750m 以上 1500m 未満	1500m 以上 2250m 未満	2550m 以上	最も遠い区画からの 距離を 4 分割
2		幹線道路※2 までの距離	200m 未満	200m 以上 400m 未満	400m 以上 600m 未満	600m 以上	最も遠い区画からの 距離を 4 分割
3		交通量 (混雑度)	1.0 未満	1.0 以上 1.25 未満	1.25 以上 1.75 未満	1.75 以上	周辺道路の 平日 12 時間混雑度 (平成 22 年度道路 交通センサスより)
4	給排水等設備	上水道	整備済み	—	—	未整備	
5		下水道	整備済み	—	—	未整備	
6		電力	整備済み	—	—	未整備	
7		ガス	整備済み	—	—	未整備	
8	関連施設	関連施設※3 までの運搬距離	1000m 未満	1000m 以上 2000m 未満	2000m 以上 3000m 未満	3000m 以上	最も遠い区画からの 距離を 4 分割
9	地形・地質	軟弱地盤	軟弱地盤 でない	—	—	軟弱地盤	寝屋川市地域防災 計画地形地質分類図 (平成 9 年 3 月)
10		液状化の可能 性	可能性なし	可能性は 小さい	可能性は 大きい	可能性は 非常に大きい	国土交通省国土地理 院土地条件図 (昭和 56 年調査)※4
11	近隣住宅地との距離	150m 超	100m 超 150m 以下	50m 超 100m 以下	50m 以下	※5	
12	推定震度	震度 5 強	震度 6 弱	震度 6 強	震度 7	寝屋川市防災マップ ※6 (平成 18 年 3 月作成)	

※1 人口重心：その地域に住む住民一人一人の体重が同じと仮定して、全体のバランスの取れる地点  
→寝屋川市八坂町 6 番地辺り【総務省統計局 平成 17 年度国勢調査より】

※2 幹線道路：国道 1 号、旧国道 1 号（府道 13 号京都守口線）、国道 170 号、国道 163 号、第二京阪道路（国道 1 号）とする。

※3 関連施設：破碎施設

※4 国土交通省国土地理院によると、「沿岸部は埋立て等による地形の変化があるため、再調査を行っているが、内陸部は地形に大きな変化がないため、その後の再調査は行っていない。」とのこと。

※5 騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定において規制が強化される数値（既設の学校、保育所等の周囲 50 メートルの区域）を基に設定

※6 生駒断層がマグニチュード 7. 2 で活動した場合、寝屋川市域でどれくらいの地震動になるかを予測

図表 3-4-4 上位4区画の総合評価

項目 \ 区画	A	B (現クリーンセンター)	C	D
(1)都市計画法による用途地域	市街化調整区域	◎ 準工業地域	◎ 準工業地域	市街化調整区域
(2)幹線道路までの距離	◎ 約 300m	約 600m	約 600m	約 600m
(3)関連施設までの距離	約 2,000m	◎ 0m	約 150m	約 100m
(4)地盤の強度	◎ 軟弱地盤でない (高位段丘)	◎ 軟弱地盤でない (高位段丘)	軟弱地盤 (沖積層)	◎ 軟弱地盤でない (高位段丘)
(5)近隣住宅地までの距離	0m	◎ 約 200m	約 100m	約 150m
(6)推定震度	◎ 6弱	7	◎ 6弱	◎ 6弱

(◎は、優位を示します。)

※評価基準

(1)都市計画法による用途地域

ごみ焼却場の位置については、工業系の用途地域が望ましいとしています。(『第6版都市計画運用指針(平成20年12月改正 国土交通省都市・地域整備局長通知)』)

(2)幹線道路までの距離

第二京阪道路までの距離の長短(焼却残渣をフェニックスまで搬出するための車両(10t)について、幹線道路である第二京阪道路に至る経路がより短い方が安全面で優れます。)

(3)関連施設までの距離

破碎施設までの距離の長短(破碎施設で選別・破碎後の可燃ごみを搬入するため、破碎施設からの距離が短い方が優れます。)

(4)地盤の強度

軟弱地盤であるか否か(宅地防災マニュアルの解説(建設省建設経済局民間宅地指導室監修)によると、「沖積平野、沼沢地、台地や丘陵地間の谷部などに堆積している地層のうち、軟らかく圧縮性に富む粘性土や植物成分主体の泥炭からなる高有機質土等で構成されている地盤である。」との事から、沖積層を軟弱地盤と評価)

(5)近隣住宅地までの距離

近隣住宅地との距離が長い方が好ましい。

(6)推定震度

生駒断層が活動した場合の推定震度の強弱(寝屋川市防災ハザードマップ(H18.3作成))

2012.2.11

松島高士

前回の会議の結果を受け、また多分に事前送付された複数委員からの提言を受けて作成された追加資料はとても具体的に出来ており、事務局のご苦勞を察します。これにより本日の審議の進捗が大いに期待されます。

そこで、2つの提案と参考として付帯施設関連の情報を示します。

### 1. 選定基準(案)への追加項目

搬入効率の高い場所のこと。

『地形、地区別人口、ゴミ集積所数を考慮した搬入効率の高い場所にあること』  
細長い地形のため南北の中ほどが基準になると考えられるが、地区別人口密度やゴミ集積所数をも考慮する。ここでもA, B, Cランク付けとしたい。

### 2. 公募要領(案)への盛り込み

すでに配布の3委員からの提言（資料10-3-1、資料10-3-2、資料10-3-3）にあるように、新しい清掃工場は単なるごみの焼却施設にとどまらず、さまざまな付帯施設が合体する総合的なクリーンセンターを想定します。もとより、ハードルの高い選定基準により十分に環境に配慮する計画でもあります。

そこでさらには、このことを公募要領に盛り込むことが重要です。設計の段階からではなく、このスタートの段階からPRすることが重要です。

第一に、応募者（特に複数地権者）の理解が得良い。おそらく応募を考える地権者にとって譲渡条件は金額だけではないと期待する。

第二に、このことを広く市民にアピールすることになる。

上記の趣旨からみると、「1 施設整備の基本的な考え方」案では

～そのため、両者を一体整備する新清掃工場を市内に建設することは、市の喫緊の課題です～

という文言のみに留まっており、これではとても十分とは言えない。

是非とも、公募要領にこの趣旨の理解を求める文言を盛り込んでもらいたい。

## 参考：付帯施設

### ～[流山市クリーンセンター](#)のHPより

竣工：平成16年2月

〒270-0174 流山市下花輪191 電話 04-7157-8250(リサイクル推進課)

ごみ焼却施設：ガス化溶融炉(流動床式) 207 t/日

#### [雨水の再利用](#)

雨水は、施設の屋根で受け止め、ごみ焼却施設内の雨水貯水槽に一時貯め、トイレ洗浄水、プラットホーム床洗浄、洗車場、施設内の樹木への散水に利用しています。

#### [余熱利用](#)

余熱利用可能な熱量としましては、[発電用](#)(最大3000kw)の蒸気タービン、工場内の冷暖房、給湯、[地域融和施設](#)となっています。

地域融和施設のご利用につきましては、「下花輪福祉会館」として管理運営しておりますので[こちら](#)をご覧ください。開館：平成18年4月25日

- ・浴室・エントランス（談話コーナーあり）
- ・多目的集会室（床暖房）
- ・会議室（18名まで）
- ・和室（2部屋）



#### [プラザ館\(啓発棟\) 3階建](#)

- ・再生工房（家具・自転車等の修理再生）
- ・情報コーナー（リサイクルに関する情報提供スペース、リサイクル作品の展示）
- ・工芸室1・2（リサイクルの実演・実習）
- ・研修室1・2・3（ごみやリサイクルに関する研修・会議）

### ～柏市のHPより

#### [かしわ環境ステーション](#)

ステーションは市民団体の打ち合わせや環境学習に利用することができる事務室兼情報交換コーナーと、市内の大学研究者の指導の下、分析や実験を行うことができる分析室から成っています。

開設にあたっては、学識者や市民などで組織する検討委員会がその活用と運営の方法について検討を行い、今年4月、「柏市環境学習研究施設の活用・運営方針」を作成し、これに基づいて準備を進めてきました。運営は環境分野で活動している市民や市民団体、学識者などで組織する「かしわ環境ステーション運営協議会」が行います。

#### [柏市リサイクルプラザリボン館](#)

ごみの減量やリサイクルについて体験し、学習することができる啓発施設です。毎月リサイクル教室を実施している他、フリーマーケットの開催、リサイクル家具・自転車の展示販売などを行っています。

## 新清掃工場建設候補地基準の設定方法

平成24年2月11日 平井和子

1. 敷地面積は、9,000坪以上（3丁）であること。
2. リサイクルセンターと清掃工場は、一体のものと考え出来る限り、近隣に清掃工場を設置すべきである。
3. 現在野田市が持っている土地を利用できる方法はないのか？  
（住民の税金を大切にするために）

## 新清掃工場建設候補地基準の設定方法について

平成24年2月11日 横張一郎

今回の新清掃工場建設に当たり、複数の候補地が決まるものと思いますが、どの地区に決まるにしてもなくてはならない施設とは理解をしています。迷惑施設と言う観点から、絶対に地元との話し合いの最後に、了解なしには、建設しないと言う事を定めて頂きたい。